

# 第6章 各種施策の基盤、各主体の参加及び 国際協力に係る施策

# 第1節 政府の総合的な取組

# 1 環境保全経費

各府省の予算のうち環境保全に関係する予算については、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省において見積り方針

表 6-1-1 府省別環境保全経費一覧

(単位:百万円)

	22年度 予算額	23年度 予算額	比較増△減
内 閣 府	28,580	24,349	△ 4,231
総務省	2,615	2,634	18
法 務 省	208	74	△ 135
外 務 省	6,087	4,375	△ 1,712
財務省	265	160	△ 105
文部科学省	70,700	72,513	1,813
厚生労働省	3,325	2,698	△ 627
農林水産省	237,638	227,365	△ 10,274
経済産業省	342,130	374,060	31,930
国土交通省	287,802	228,217	△ 59,586
環境省	210,400	204,747	△ 5,653
防衛省	69,832	67,903	△ 1,930
合 計	1,259,585	1,209,094	△ 50,491

(注) 1:表中における計数には特別会計が含まれている。

2:実施計画により配分される経費であって、概算決定時に配分が決定しない経費は除いてある。

3:単位未満は四捨五入してあるので、合計と端数において一 致しない場合がある。

資料:環境省

の調整を行って各府省に示すとともに、環境保全経費として取りまとめました。平成23年度予算における環境保全経費の総額は、1兆2,091億円となっています。府省別の環境保全経費は表6-1-1、事項別の環境保全経費は表6-1-2のとおりです。

表 6-1-2 事項別環境保全経費一覧

(単位:百万円)

	22年度 予算額	23年度 予算額	比較増△減
地球環境の保全	619,359	583,287	△ 36,072
大気環境の保全	212,128	230,407	18,279
水環境、土壌環境、 地盤環境の保全	102,638	66,425	△ 36,213
廃棄物・リサイクル 対策	85,792	71,745	△ 14,047
化学物質対策	8,025	12,789	4,765
自然環境の保全と 自然とのふれあいの 推進	147,156	144,732	△ 2,424
各種施策の基盤と なる施策等	84,487	99,708	15,221
合 計	1,259,585	1,209,094	△ 50,491

(注) 1:表中における計数には特別会計が含まれている。

2:実施計画により配分される経費であって、概算決定時に配分が決定しない経費は除いてある。

3:単位未満は四捨五入してあるので、合計と端数において一 致しない場合がある。

資料:環境省

# 2 政府の対策

# (1) 環境基本計画の進ちょく状況の点検

中央環境審議会は、環境基本計画に基づく施策の進ちょく状況等を点検し、政府に報告しています。平成22年に行われた第三次環境基本計画の第4回目の点検は、同計画の10の重点分野のうち、「地球温暖化問題に対する取組」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「化学物質の環境リスクの低減に向けた取組」、「生物多様性の保全のための取組」、「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」の5分野を重点点検

分野として実施されました。その結果は、22年10月に中央環境審議会会長から環境大臣に報告され、その後環境大臣が閣議で報告しました。

(http://www.env.go.jp/policy/kihon\_keikaku/check/04/index.html)

(2) 予防的な取組方法の考え方に基づく環境施策の推進

第三次環境基本計画に基づき、関係府省で実施して

いる予防的な取組方法の考え方に関する施策について も、(1)の点検において、進ちょく状況の点検を行い ました。

#### 環境影響評価等 第2節

# 戦略的環境アセスメントの導入

環境保全上の支障を未然に防止するため、環境基本 法(平成5年法律第91号)第19条では、国は環境に影響 を及ぼすと認められる施策の策定・実施に当たって、 環境保全について配慮しなければならないと規定して います。

平成23年4月には、事業の早期段階における環境配 慮を図るための計画段階配慮書の手続の新設等を盛り 込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律」が成立 しました(図6-2-1)。

# 2 環境影響評価の実施

# (1) 環境影響評価法に基づく環境影響評価

環境影響評価法(平成9年法律第81号)は、道路、ダム、 鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事 業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境影響の程 度が著しいものとなるおそれがある事業について環境 影響評価の手続の実施を義務付けています。同法に基 づき、平成23年3月末までに計196件の事業について 手続が実施されました。そのうち、22年度においては、 新たに8件の手続開始、また、6件が手続完了し(いず れもスクリーニング手続を含む)、環境配慮の徹底が 図られました(表6-2-1)。

#### (2) 環境影響評価の適切な運用への取組

平成23年4月に成立した「環境影響評価法の一部を改 正する法律」には、環境影響評価図書の電子縦覧を行 う規定や環境保全のために講じた措置等の結果につい て公表等を行う規定が盛り込まれています。また、風 力発電事業について、環境影響評価法の対象事業に追 加するに当たって必要な技術的事項について検討を行 っています。さらに、環境影響評価に係る技術手法の 向上、改善のための検討を行うとともに、国・地方公 共団体等の環境影響評価事例や制度及び技術の基礎的 知識の提供による環境影響評価の質及び信頼性の確保 を目的として、これらの情報等を集積し、インターネ

そのほか、戦略的環境アセスメントの取組を推進す るため、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン (SEAガイドライン)」等に関し地方公共団体等に対し て情報提供を行うとともに、道路、河川、空港、港湾 等の公共事業については、関連する先行的な取組等を 基に、SEAガイドラインに基づく戦略的環境アセスメ ントを含むかたちでの「公共事業の構想段階における 計画策定プロセスガイドライン」を踏まえた具体的な 手続の実施に取り組みました。

ット等を活用して国民や地方公共団体等への情報支援 を行いました。

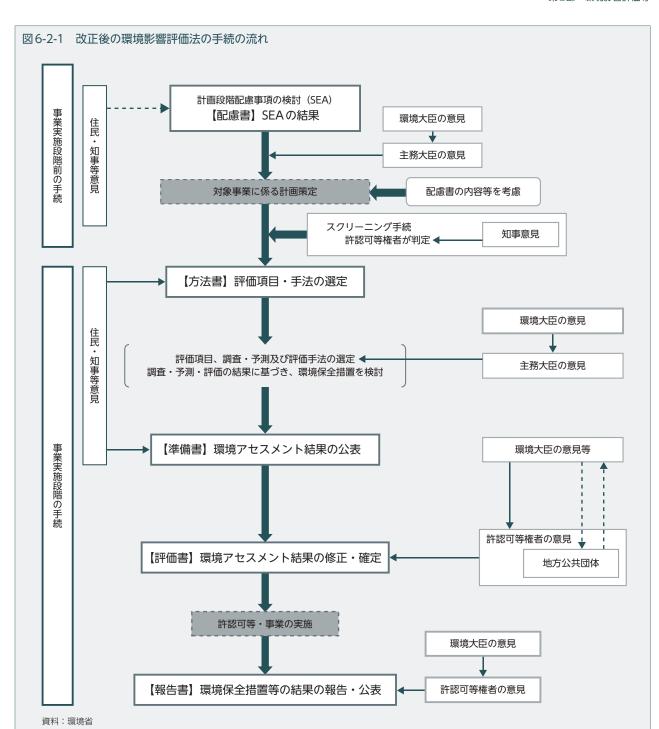
#### (3) 地方公共団体における取組

平成22年度末現在、ほぼすべての都道府県及び政令 指定都市において環境影響評価条例が公布・施行され、 さらに知事意見を述べる際の審査会等第三者機関への 諮問や事業者への事後調査の義務付けを導入していま

対象事業については環境影響評価法対象の規模要件 を下回るものに加え、廃棄物処理施設やスポーツ・レ クリエーション施設、畜産施設、土石の採取、複合事 業なども対象としており、さらに環境基本法に規定さ れている「環境」よりも広い範囲の「環境」の保全を目的 とし、埋蔵文化財、地域コミュニティの維持、安全な どについても評価対象にするなど、地域の独自性が発 揮されています。

# (4) 個別法等に基づく環境保全上の配慮

港湾法(昭和25年法律第218号)、公有水面埋立法(大 正10年法律第57号)、都市計画法(昭和43年法律第100 号)、総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)等に 基づいて行われる事業の認可、計画等の策定等に際し、 環境保全の見地から検討を行いました。



#### 表 6-2-1 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況

(平成23年3月31日現在)

								(11002545)	
	道路	河川	鉄 道	飛行場	発電所	処分場	埋立、干拓	面整備	合 計
手続実施	77 (22)	7 (0)	15 (4)	9 (0)	56 (12)	5 (1)	13 (3)	20 (9)	196 (50)
手続中	14 (0)	1 (0)	3 (1)	1 (0)	12 (0)	1 (0)	3 (1)	2 (0)	36 (2)
手続完了	54 (21)	5 (0)	10 (3)	7 (0)	39 (12)	4 (1)	9 (2)	14 (7)	138 (45)
手続中止	9 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	5 (0)	-	1 (0)	4 (2)	22 (3)
環境大臣意見 <sup>注2)</sup>	55 (21)	5 (0)	10 (3)	7 (0)	38 (12)	_	1 (0)	14 (8)	129 (44)

- 注1) 括弧内は途中から法に乗り換えた事業で内数。2つの事業が併合して実施されたものは、合計では1件とした。 注2) 特に意見なしと回答した事業を含む。なお、環境大臣が意見を述べるのは許認可権者が国の機関である場合等に限られる。
- 注3) 平成22年度に環境影響評価法第27条に基づく公告・縦覧が終了した事業は、一般国道9号三隅益田道路、鹿島共同発電所5号機設置計画、一般国 道42号湯浅御坊道路拡幅。
- 平成22年度に環境影響評価法第4条第3項第2号に基づく通知が終了した事業は、室蘭製鐵所中央発電所リプレース計画、和歌山共同発電所1号機 リプレース計画、八戸港航路泊地(埋没)事業の3件。

#### 第3節 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等

# 調査研究及び監視・観測等の充実

#### (1) 研究開発の総合的推進

第3期科学技術基本計画(計画年度:平成18~22年度) において環境分野は、わが国の研究開発の重点推進4 分野の一つとされています。この基本計画の下に策定 された**分野別推進戦略**では、気候変動研究領域、水・ 物質循環と流域圏研究領域、生態系管理研究領域、化 学物質リスク・安全管理研究領域、3R技術研究領域、 バイオマス利活用研究領域の6つの研究領域が設定さ れています。また、それぞれの研究領域において重要 な研究開発課題と集中投資すべき戦略重点科学技術が 定められています。この推進戦略に基づき、環境分野 の研究開発は、総合科学技術会議のリーダーシップの 下、環境プロジェクトチームにおいて、府省間で連携 をとり、学際的、総合的に推進を図りました。

また、科学技術連携施策群のテーマとして推進して いる「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・ 活用のための研究開発」、「ナノテクノロジーの研究開 発推進と社会受容に関する基盤開発」では、関係府省 における施策の取組・連携状況の把握や、関係府省の 連携を深めるための課題の実施などの活動を積極的に 推進し、シンポジウムや成果報告会を開催しました。

さらに、長期戦略指針「イノベーション25」に基づき、 社会還元加速プロジェクトのテーマの一つとして、「バ イオマス資源の総合利活用」の推進を図りました。

また、中央環境審議会では、「環境研究及び環境技 術開発を効果的に推進するための新たな戦略はいかに あるべきか」について審議し、中長期(2020年、2050年) のあるべき姿を睨みながら、この5年間で取り組むべ き環境研究・技術開発の重点課題や、その効果的な推 進方策について提示する「環境研究・環境技術開発の 推進戦略について」(答申)を平成22年6月に取りまと めました。

# (2) 環境省関連試験研究機関における研究の 推進

#### ア 独立行政法人国立環境研究所

国立環境研究所では、環境大臣が定めた5年間の第2 期中期目標(平成18~22年度)と第2期中期計画に基づ き、全地球的な環境の健全性を確保し、持続可能な社 会を構築するため、10年先にあるべき環境や社会の姿 及び課題を見越して、①地球温暖化研究プログラム、 ②循環型社会研究プログラム、③環境リスク研究プロ

グラム、④アジア自然共生研究プログラムの4つの重 点研究プログラムを設定しており、中期計画の目標達 成に向けて着実に研究を進展させました。

また、長期的な視点に立って、先見的な環境研究に 取り組むとともに、新たに発生する重大な環境問題及 び長期的、予見的・予防的に対応すべき環境問題に対 応するため、基盤的な調査・研究を推進しました。

さらに、研究の効率的実施や研究ネットワークの形 成に資するため、環境研究基盤技術ラボラトリーにお いて環境標準試料の作製、環境試料の長期保存(スペ シメンバンキング)等を実施するとともに、地球環境 の戦略的モニタリング等を実施し、知的研究基盤の整 備を推進しました。

また、環境の保全に関する国内外の情報の収集、整 理及び提供について、インターネット等を通じて国民 等へ適切に提供しました。

#### イ 国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センターでは、水俣病発生の地 にある国の直轄研究機関としての使命を達成するため、 外部委員による評価と水俣病や環境行政を取り巻く社 会的状況の変化を踏まえ、平成22年8月に「中期計画 2010」を策定し、①メチル水銀の健康影響に関する調 査・研究、②メチル水銀の環境動態に関する調査・研究、 ③地域の福祉の向上に貢献する業務、④国際貢献に資 する業務の4つの重点分野について研究及び業務を推 進しました。

メチル水銀の健康影響に関し、脳磁計を活用した臨 床研究を地元医療機関との共同研究により実施しまし た。また、国内の研究機関等を対象とした公募による 幅広い水銀研究を実施しました。さらに、地域の福祉 の向上に貢献するため、地域の社会福祉協議会等と協 力して、「介護予防等在宅支援のための地域社会構築 推進事業」を進め、高齢化する水俣病被害地域住民の 日常生活の質の向上に貢献しました。

国際貢献として、開発途上国に対して、水銀分析技 術移転のために研究者の派遣を積極的に行いました。 また、国外の研究者を受け入れて、メチル水銀のヒト への健康に及ぼす影響に関する共同研究や水銀分析技 術を中心とした研修を実施し、WHO研究協力センタ ーとしての役割を果たしました。

併せて、これらの施策や研究内容について、ホーム ページ(http://nimd.go.jp)上で具体的かつ分かりやす い情報発信を実施しました。

# (3) 環境保全に関する調査研究・技術開発等 の推進

環境省に一括計上した平成22年度の関係行政機関の 試験研究機関の地球環境保全等に関する研究のうち、 公害の防止等に関する各府省の試験研究費では、5府 省18試験研究機関等において、長期継続的環境観測、 地方公共団体の試験研究機関の環境研究・技術開発ポ テンシャル向上に寄与する研究、各府省における行政 施策への反映が期待できる研究について、合計46の試 験研究課題を実施しました。

また、「環境研究総合推進費」では、重点施策として、 戦略プロジェクト「温暖化影響評価・適応政策に関す る総合的研究」を開始しました。また、政策ニーズの 高い「風力発電等による低周波音のヒトへの影響評価 に関する研究」及び「環境化学物質による発達期の神経 系ならびに免疫系への影響におけるメカニズムの解 明」に関する研究を行いました。

また、地球温暖化の防止に関する研究の中で、各府 省が中長期的視点から計画的かつ着実に関係研究機関 において実施すべき研究を、「地球環境保全試験研究 費」により効果的に進めました。

#### (4) 地球環境に関する観測・監視

大気における気候変動の観測について、気象庁は世界気象機関(WMO)の枠組みで地上及び高層の気象観測を継続的に実施するとともに、全球気候観測システム(GCOS)の地上及び高層の気候観測ネットワークの運用に貢献しています。さらに、世界の地上気候データの円滑な国際交換を推進するため、WMOの計画に沿って各国の気象局と連携し地上気候データの入電数向上、品質改善等のための業務を実施しています。

また、温室効果ガスなど大気環境の観測については、独立行政法人国立環境研究所及び気象庁が、それぞれ沖縄県波照間島や東京都南鳥島等で温室効果ガスの測定を行っています。気象庁ではWMOにおける全球大気監視(GAW)計画の一環として、温室効果ガス、CFC等オゾン層破壊物質、オゾン層、有害紫外線等の定常観測、日本周辺海域及び北西太平洋海域における洋上大気・海水中の二酸化炭素等の定期観測、エーロゾルライダーを用いたエーロゾルの高度分布の測定を引き続き実施しました。また、黄砂及び有害紫外線に関する情報を発表しています。

海洋における観測については、海洋地球研究船「みらい」等を用いた観測研究、観測技術の研究開発を推進しました。第52次南極地域観測隊が昭和基地を中心に、海洋、気象、電離層等の定常的な観測のほか、地球環境変動の解明を目的とする各種のプロジェクト研究観測等を実施しました。地球規模の変動に大きく関わっている海洋における観測について、海洋の観測データを飛躍的に増加させるため、海洋自動観測フロー

ト約3千個を全世界の海洋に展開し、地球規模の高度 海洋監視システムを構築する「Argo計画」を推進しまし た。

GPS装置を備えた検潮所において、精密型水位計により、地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行い、海面水位監視情報の提供業務を継続しました。また、国内の影響・リスク評価研究や地球温暖化対策の基礎資料として、温暖化に伴う気候変化に関する予測情報を「地球温暖化予測情報」によって提供しており、情報の高度化のため、大気の運動をさらに精緻化させた詳細な気候変化の予測計算を実施しています。

衛星による地球環境観測については、陸域観測技術 衛星「だいち」(ALOS)による観測を継続し、関係機関 と連携して植生把握などに関する利用実証実験を行い ました。また、熱帯降雨観測衛星(TRMM)搭載のわが 国の降雨レーダ (PR) や米国地球観測衛星 (Aqua) 搭載 のわが国の改良型高性能マイクロ波放射計(AMSR-E) から取得された観測データを提供し、気候変動や水循 環の解明等の研究に貢献しました。さらに、環境省、 独立行政法人国立環境研究所及び独立行政法人宇宙航 空研究開発機構の共同プロジェクトである温室効果ガ ス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データの検 証、解析を進め、全球の温室効果ガス濃度分布に関す る処理データの一般提供を行いました。そのほかにも、 気候変動予測精度の向上等へのさらなる貢献のため、 降水、雲・エアロゾル、植生等の地球環境に関する全 球の多様なデータの収集及び提供を目指し、地球観測 衛星の研究開発を行いました。

わが国における地球温暖化に係る観測を、統合的・ 効率的に実施するため、環境省と気象庁は共同で地球 観測連携拠点(温暖化分野)の活動を推進しました。

地球環境変動予測研究については、世界最高水準の 性能を有するスーパーコンピュータ「地球シミュレー タ」を活用して地球温暖化予測モデル開発等を推進す るとともに、全球予測結果の高精細化や不確実性の低 減等のための研究開発を開始しました。

「地球観測システム構築推進プラン」では、競争的研究資金制度の下、地球観測システムの構築に貢献する研究開発等に効果的に取り組んでいます。本事業では、対流圏大気変化分野における研究課題の実施を推進しました。

また、「地球観測の推進戦略」を踏まえ、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測態勢整備のため、「地球環境保全試験研究費」において「地球観測モニタリング支援型」を平成18年度より創設し、平成21年度は、東アジアハロカーボン排出実体解明をテーマとした5つの研究課題を開始しました。

#### (5) 循環型社会形成推進科学研究の推進

第3期科学技術基本計画の政策目標「環境と調和する 循環型社会の実現」を目的として、競争的研究資金を



活用し広く課題を募集し、平成22年度は、101件の研 究事業及び5件の技術開発事業を実施しました。

研究事業については、「3R推進のための研究」、「廃 棄物系バイオマス利活用推進のための研究」、「循環型 社会構築を目指した社会科学的複合研究」、「有害廃棄 物に関する安全、安心のための廃棄物管理技術に関す る研究」、「漂流・漂着ごみ問題解決に関する研究」を 重点テーマとし、廃棄物を取り巻く諸問題の解決とと もに循環型社会の構築に資する研究を推進しました。 さらに「使用済製品等、廃棄物からのレアメタル回収 技術に関する研究」については、レアメタルの回収技 術及び廃棄物の回収からレアメタル回収に至るまでの 社会システム等に関する研究を実施しました。

技術開発事業については、「3R・エネルギー回収の 高度化技術」、「アスベスト等、有害廃棄物等の無害化 処理等に関する技術開発」、「漂流・漂着ごみ問題解決 に関する技術開発」を重点テーマとして、次世代を担 う廃棄物処理等に係る技術の開発を図りました。

#### (6) 環境保全に関するその他の試験研究

内閣府では、環境施策において、「ハイブリッド型 統合勘定」をより活用するための経済分析モデルの検 討を行いました。

警察庁では、よりきめ細かな信号制御を行い交通の 円滑化を図るため、ムーブメント信号制御方式による 信号制御高度化モデル事業を実施しました。

総務省では、独立行政法人情報通信研究機構等を通 じ、電波や光を利用した地球環境観測技術として、人 工衛星から地球の降水状態を観測するGPM搭載二周 波降水レーダ、同じく人工衛星から地球の雲の状態を 観測する雲レーダ、ライダーによる温室効果ガスの高 精度観測技術、突発的局所災害の観測及び予測のため に必要な次世代ドップラーレーダー技術、風速や大気 汚染物質等の環境情報を都市規模で詳細に計測するセ ンシングネットワーク技術、天候等に左右されずに被 災状況把握を可能とするレーダを使用した高精度地表 面可視化技術の研究開発等を実施しました。さらに、 情報通信ネットワーク設備の大容量化に伴って増大す る電力需要を抑制するため、光の属性を極限まで利用

#### 技術の振興

#### (1) 環境技術の開発支援

地球温暖化対策に関しては、新たな地球温暖化対策 技術の開発・実用化・導入普及を進めるため、「地球 温暖化対策技術開発等事業 (競争的資金)」において、 乾式メタン発酵法活用による都市型バイオマスエネル ギーシステムの実用化に関する研究開発や、業務用電 動二輪車の実用化に向けた一般公道走行による実走実 するフォトニックネットワーク技術による低消費電力 光ネットワークノード技術等、極限光ネットワークシ ステム技術の研究開発を実施しています。

農林水産省では、環境保全型農業等の農林水産関連 施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその 評価手法の開発、国産バイオ燃料の利用促進を図るた め、バイオエタノールの生産コストを大幅に削減する 技術開発、農林水産業における温室効果ガスの排出削 減技術・吸収源機能向上技術の開発及び影響評価や生 産現場において短期的に解決すべき生産安定技術の開 発、eDNA (土壌より直接抽出したDNA) 解析により 土壌の生物性を評価する技術の開発を引き続き推進し ました。

経済産業省では、植物機能や微生物機能を活用して 工業原料や高機能タンパク質等の高付加価値物質を生 産する高度モノづくり技術の開発や微生物群の制御等 による産業廃水等の高効率バイオ処理技術の高度化を 実施しました。また、バイオテクノロジーの適切な産 業利用のための遺伝子組換え生物等の使用等の規制に よる生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法) の適切な施行や、海外の遺伝資源の円滑な利用を促進 するため関係者との協議を行う等、事業環境の整備を 実施しました。

循環型社会の構築に向け、「下水汚泥資源化・先端 技術誘導プロジェクト (LOTUS Project)] 等において 開発された、下水汚泥の有効利用に係る技術の普及を 推進しました。国交省では、地球温暖化対策にも配慮 しつつ、地域の実情に見合った最適なヒートアイラン ド対策の実施に向けて、さまざまな対策の複合的な効 果を評価できるシミュレーション技術の実用化や、地 球温暖化対策に資するCO2の吸収量算定手法の開発等 を実施しました。また、海運からのCO2の排出削減に 向け、船舶の計画・建造段階で実運航時のエネルギー 効率を示す評価指標(実燃費指標)の開発を行いまし た。

また、船舶からの大気汚染防止に関する国際規制強 化の動向に対応するため、排出ガスに含まれるNOx等 を大幅削減する環境にやさしい舶用エンジンの実用化 に向けて、排出ガス後処理装置 (SCR触媒) の実船試験 の準備及び燃料噴射系の実証試験を行いました。

験など、全体で54件の技術開発事業を実施しました。

省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力、クリ ーンコールテクノロジーの開発を実施するとともに、 分離回収したCO₂を地中(地下1,000m程度)へ貯留す る二酸化炭素回収・貯留(CCS)に係わる技術開発を実 施しました。

先進的な環境技術の普及を図る「環境技術実証事業」 では、閉鎖性海域における水環境改善技術分野、ヒー トアイランド対策技術分野(建築物外皮による空調負荷低減等技術)など7分野で対象技術の環境保全効果などを実証しました。また、これまでに実証した技術について、成果を発表し、技術の普及を図るため、ホームページや展示会での紹介を行いました。

地方公共団体の環境測定分析機関等を対象として、各分析機関における環境測定分析技術の向上を図る契機とし、信頼性の確保に資する観点から、基本精度管理調査(土壌試料(重金属類))と高等精度管理調査(模擬大気試料(揮発性有機化合物)、模擬水質試料(農薬)、底質試料(PCB))を実施しました。

# 3 国における基盤整備等

大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所が実施する人文・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野を総合化する研究プロジェクトの推進や科学研究費補助金による研究助成など、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究の推進や研究施設・設備の整備・充実への支援を図るとともに、関連分野の研究者の育成を行いました。

(2) 技術開発等に際しての環境配慮及び新たな課題への対応

バイオレメディエーション事業の健全な発展と利用の拡大を通じた環境保全を図るため、「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」に基づき、制度の適切な運用を行うとともに、同指針に基づき事業者から提出された2件の浄化事業計画につき、同指針への適合に関する審査を行いました。また、バイオレメディエーションの現状と現在の利用指針に基づく適合確認の課題に関する調査を行いました。

また、戦略的創造研究推進事業等により、環境に関する基礎研究の推進を図りました。

さらに、大気**粉じん**等の環境試料や絶滅のおそれのある生物の細胞・遺伝子を長期保存し、環境研究の知的基盤としていくための「環境試料タイムカプセル化事業」を実施しました。

# 4 地方公共団体、民間団体等における取組の促進

地域の産学官連携による「環境技術開発基盤整備モデル事業」において、地域で不足する情報交換体制及 びネットワークの強化を図り、地域における産学官連 携による環境技術開発の基盤整備を推進しました。 地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、 分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施するほか、 地域固有の環境問題等についての研究活動を推進しま した。

# 5 成果の普及等

地球環境保全等試験研究費のうち公害防止等試験研究費、環境研究総合推進費に係る研究成果については、研究成果発表会等を通じて公開し、関係行政機関、民間企業等へ成果の普及を図りました。また、環境研究総合推進費ホームページにおいて、研究成果及びその評価結果等を公開しています。

循環型社会形成推進科学研究成果については、廃棄

物処理技術情報ホームページにおいて公開しているほか、「循環型社会形成推進研究発表会」や公開シンポジウムを開催する等、積極的に成果の普及を図りました。 地球温暖化対策技術開発等事業についても、ホームページにおいて成果及びその評価結果等を公開しているほか、「地球温暖化対策技術開発成果発表会」を開催し、一般向けに広く情報提供を行いました。

# 第4節 環境情報の整備と提供・広報の充実

### 1 環境情報の体系的な整備と提供

(1) 環境情報の整備と国民等への提供

各種の環境情報を体系的に整備し、国民等に分かり

やすく提供するため、次のような取組を行いました。 環境省ホームページをはじめとする情報提供サイト において、提供情報の分かりやすさと利便性の向上の ためのデザイン統一化、ウェブコンテンツJISへの対応、 外国語による提供等を行いました。

「環境・循環型社会・生物多様性白書(以下、「白書」という。)」を一般向けに要約した「図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書」、小中学生向けの概要版「こども環境白書」を作成、発行するとともに、全国11か所での「白書を読む会」の開催により、白書の内容を広く普及することに努めました。平成22年10月に愛知県名古屋市で行われた生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)等において、英語版の白書を配布しました。また、白書の表紙絵を描くことを通じて環境保全についての意識啓発を図るため、「環境白書表紙絵コンクール」を開催しました。さらに、環境への負荷、環境の状態、環境問題の対策に関する基礎的データを収集整理した「環境統計集」を作成しました。

平成21年3月に策定した環境情報戦略については、中央環境審議会総合政策部会に設置された環境情報専門委員会における議論を踏まえつつ、国の環境政策に係る情報ポータルサイトの作成及び海外に対する日本の公害経験等に関する情報発信の強化等を行いました。また、環境情報戦略で定められている当面優先して取り組む施策の平成21年度における進捗状況及び平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容について調査を行いました。同調査結果は、環境情報専門委員会及び中央環境審議会総合政策部会における審議を経て、第三次環境基本計画の第4回目の点検の一環として、平成22年10月に中央環境審議会会長から環境大臣に報告され、その後環境大臣が閣議で報告しました。

環境の状況等を地理情報システム(GIS)を用いて提供する「環境GIS」を整備・運用するとともに、環境研究・環境技術など環境に関する情報を統合的に提供し

# 2 広報の充実

関係機関の協力によるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌 等各種媒体を通じての広報活動や、環境省ホームページによる情報提供、広報誌「エコジン」電子書籍版の発 行、広報用パンフレット等の作成・配布を通じて、環 境保全の重要性を広く国民に訴え、意識の高揚を図りました。

環境基本法に定められた「環境の日」(6月5日)を含む「環境月間」において、環境展「エコライフ・フェア」をはじめとする各種行事を実施するとともに、地方公

ました。

河川水質を[1]人と河川の豊かなふれあいの確保、[2]豊かな生態系の確保、[3]利用しやすい水質の確保の視点で総合的に分かりやすく評価する新しい指標に基づき、平成21年度に全国で一般市民の参加を得て調査を実施しました。

また、港湾など海域における環境情報を、より多様な主体間で広く共有するため、海域環境データベースの運用を行いました。

生物多様性については、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000等の成果に係る情報の整備と提供を図りました。「インターネット自然研究所」において、国立公園のライブ映像をはじめとして、自然環境保全に関する各種情報の提供を図りました。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいて、サンゴ礁の保全に必要な情報の収集・公開等を行いました。

# (2) 各主体のパートナーシップの下での取組の促進

事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組を支援するための情報を「地球環境パートナーシッププラザ」を拠点としてホームページ (http://www.geoc.jp) やメールマガジンを通じて、収集、発信しました。

また、「地方環境パートナーシップオフィス」において、地域のパートナーシップ促進のための情報を収集、提供しました。団体が実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」(http://plaza.geic.or.jp/)により、イベント情報等の広報のための発信支援を行いました。

共団体等に対しても関連行事の実施を呼び掛け、環境 問題に対する国民意識の一層の啓発を図りました。

環境保全・地域環境保全及び地域環境美化に関し特に顕著な功績のあった人・団体に対し、その功績をたたえるため、環境保全功労者等表彰を行いました。

地域の問題から地球環境問題まで幅広い環境問題に ついて、大臣と国民との直接対話を実施しました。

環境省ホームページにおいて、環境行政に関する意 見・要望を広く受け付けました。

# 第5節 地域における環境保全の推進

# 1 地域における環境保全の現状

#### (1) 地方環境事務所における取組

地方環境事務所においては、地域の行政・専門家・ 住民等と協働しながら、廃棄物・リサイクル対策、地 球温暖化対策、国立公園の保護・管理、外来生物対策 など、地域の実情に応じた環境施策を展開しました。

# (2) 地域における環境保全施策の計画的・総合的推進

各地方公共団体において設置された地域環境保全基金により、ビデオ、学校教育用副読本等の啓発資料の作成、地域の環境保全活動に対する相談窓口の設置、環境アドバイザーの派遣、地域の住民団体等の環境保全実践活動への支援等が行われました。

#### (3) 地方公共団体の環境保全施策

平成21年度において、地方公共団体が支出した公害対策経費(地方公営企業に係るものを含む。)は、2兆5,850億円(都道府県6,330億円、市町村1兆9,519億円)となっています。これを前年度と比べると、415億円(1.6%)の減となっています(表6-5-1)。

公害対策経費の内訳を見ると、公害防止事業費が2 兆4,096億円(構成比87.6%)、次いで一般経費(人件費 等)が1,880億円(同6.8%)等となっています。さらに、 公害防止事業費の内訳を見ると、下水道整備事業費が 2兆57億円で公害対策経費の72.9%と最も高い比率を 占めており、次いで廃棄物処理施設整備事業費が 2,915億円(構成比10.6%)となっています。

表 6-5-1 地方公共団体公害対策決算状況(平成 21 年度)

(単位:億円、%)

			平成21年度決算額 平成20年度決算額						増減	伸び率						
			都道	府県	市田	J村	計	(A)	都道	府県	市田	J村	計(	B)		(A) – (B)
				構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	(A) - (B)	/(B)
1	一般経費		932	14.7	913	4.7	1,845	7.1	948	15.0	915	4.7	1,863	7.2	<b>▲</b> 18	<b>▲</b> 1.0
2	2 公害規制及び	調査研究費	228	3.6	178	0.9	406	1.6	194	3.1	180	0.9	374	1.4	32	8.6
3	3 公害防止事業	費	4,771	75.4	17,727	90.8	22,499	87.0	4,703	74.3	18,239	93.4	22,942	88.8	<b>▲</b> 443	<b>▲</b> 1.9
	(主な内訳) 下	水道整備	3,757	59.4	14,351	73.5	18,109	70.1	3,785	59.8	15,267	78.2	19,053	73.7	▲ 944	▲ 5.0
	廃	棄物処理施設整備	291	4.6	2,827	14.5	3,118	12.1	252	4.0	2,528	13.0	2,780	10.8	338	12.2
4	公害健康被害	補償経費	98	1.5	524	2.7	622	2.4	85	1.3	546	2.8	631	2.4	▲ 9	<b>▲</b> 1.4
Ē	その他		301	4.8	177	0.9	478	1.8	280	4.4	175	0.9	455	1.8	23	5.1
	合	計	6,330	100.0	19,519	100.0	25,850	100.0	6,210	100.0	20,095	100.0	26,265	100.0	<b>▲</b> 415	<b>▲</b> 1.6

注1:都道府県と市町村間における補助金、負担金等の重複は控除している。

注2:端数処理の関係で合計数値が合わないことがある。

# 2 持続可能な地域づくりに関する取組

平成22年度には、集約型・低炭素型の都市の構築など、環境負荷の小さいまちづくりの実現に向け、公共交通の利用促進や風の通り道等の自然資本の活用など、面的な対策を推進するために23地域におけるシミュレーション及び計画策定の支援と、3地域における事業の実施に対する補助を低炭素地域づくり面的対策推進事業において行いました。

また、都市再開発において、対策効果の評価などを 通じて先進的な取組を推進するためのサスティナブル 都市再開発促進モデル事業を平成22年度に3地域(平成 21年度には4地域)で実施しています。

地域発での環境と経済の好循環の創出を図るモデル 事業については、取組の事業性等の評価を実施しまし た。

特別な助成を行う先導型再開発緊急促進事業においては、省エネルギー化等を図った施設建築物を整備する市街地再開発事業等に対し支援を行いました。

### 3 公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に

公害が著しく、又は公害が著しくなるおそれがあり、

かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講ずる必要 がある地域について公害の防止を目的として策定され る地域計画です。

地方公共団体が公害防止計画に基づき実施する公害 防止対策事業については、公害の防止に関する事業に 係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法 律第70号。以下「公害財特法」という。)に基づいて、補 助の割合のかさ上げ等、国が財政上の特別措置を講じ ています。

全国30地域で策定されていた公害防止計画の計画期 間及び公害財特法の有効期限が平成22年度末までとな っていたことから、中央環境審議会において、今後の 公害防止計画制度のあり方について審議が行われ、平 成22年12月に意見具申が行われました。同意見具申を 踏まえ、公害の防止に関する事業の実施・促進に大き な役割を果たしている公害財特法について、有効期限 の10年間延長等の改正を行いました。

#### 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策 第6節

- 健康被害の救済及び予防
- (1) 公害健康被害の補償・予防等

#### ア 大気汚染系疾病

#### (ア)既被認定者に対する補償給付等

公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律 第111号。以下「公健法」という。) に基づき、被認定者 に対し、①認定の更新、②補償給付(療養の給付及び 療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、 療養手当、葬祭料)、③公害保健福祉事業(リハビリテ ーションに関する事業、転地療養に関する事業、家庭 における療養に必要な用具の支給に関する事業、家庭 における療養の指導に関する事業、インフルエンザ予 防接種費用助成事業(新型インフルエンザ予防接種を 含む))等を実施しました。平成22年12月末現在の被認 定者数は41,807人です。なお、昭和63年3月1日をも って第一種地域の指定が解除されたため、新たな患者 の認定は行われていません(表6-6-1)。

#### (イ)公害健康被害予防事業の実施

独立行政法人環境再生保全機構により、以下の公害 健康被害予防事業が実施されました。

- ① 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局 地的大気汚染対策に関する調査等を実施しました。ま た、大気汚染防止推進月間等のキャンペーン、ぜんそ く等の予防、回復等のためのパンフレットの作成、ぜ んそくの専門医による電話相談事業等を行うとともに、 公害健康被害予防事業従事者に対する研修を行いまし た。
- ② 地方公共団体等に対して助成金を交付し、旧第一 種地域等を対象として、ぜんそく等に関する健康相談、 乳幼児を対象とする健康診査、ぜんそくキャンプ、水 泳教室等の機能訓練等を推進しました。

#### イ 水俣病

#### (ア)水俣病被害の救済

#### a 水俣病の認定

水俣病は、熊本県水俣湾周辺において昭和31年5月に、 新潟県阿賀野川流域において40年5月に発見されたも のであり、四肢末梢の感覚障害、運動失調、求心性視 野狭窄、中枢性聴力障害を主要症状とする中枢神経系 疾患です。それぞれチッソ(株)、昭和電工(株)の工場 から排出されたメチル水銀化合物が魚介類に蓄積し、 それを経口摂取することによって起こった中毒性中枢 神経系疾患であることが昭和43年に政府の統一見解と して発表されました。

水俣病の認定は、公健法に基づき行われており、平 成23年3月末までの被認定者数は、2.970人(熊本県 1,780人、鹿児島県491人、新潟県699人)で、このう ち生存者は、739人(熊本県382人、鹿児島県150人、 新潟県207人)となっています。

#### b 平成7年の政治解決

公健法及び平成4年から開始した水俣病総合対策医 療事業(水俣病に見られる四肢末梢優位の感覚障害を 有すると認められる者に療養手帳を交付し、医療費の 自己負担分、療養手当等を支給する事業)による対応 が行われる一方で、公健法の認定申請を棄却された者 による訴訟の多発などの水俣病をめぐる紛争と混乱が 続いていたため、平成7年9月当時の与党三党により、 最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめ られました。

これを踏まえ、国及び関係県は、医療事業の申請受 付の再開(受付期間 平成8年1月~同年7月)等の施策 を実施しました。原因企業から一時金が支給されると ともに、水俣病総合対策医療事業において、医療手帳 (療養手帳を名称変更)の交付の対象となった者11,152 人、医療手帳の対象とならない者であって、一定の神

表 6-6-1 公害健康被害の補償等に関する法律の被認定者数等

Δ <u>=</u>	には、「人口・グ」では、	11C 1X 3 .07.	太伴の俄認定者数	· · · ·	(亚后	成22年12月末現在) 1
	区分			実施主体	指定年月日	現存被認定者数
		千葉市	南部臨海 地域		49.11.30	308
		東京都	千代田区 全域	千代田区	49.11.30	140
		//	中央区 //	中央区	50.12.19	228
		//	港 区 //	港区	49.11.30	376
		//	新宿区 //	新宿区	//	1,058
		//	文京区 //	文京区	"	447
		"	台東区 //	台東区	50.12.19	440
		"	品川区 //	品川区	49.11.30	841
		"	大田区 //	大田区	49.11.50	1,834
					50.12.19	515
					49.11.30	504
			//·	渋谷区		
		"	3230	豊島区	50.12.19	638
		"	北区 //	北区	// 	1,057
		//	板橋区 //	板橋区	//	1,586
		//	墨田区 //	墨田区	//	604
		//	江東区 //	江東区	49.11.30	1,382
		//	荒川区 //	荒川区	50.12.19	706
		//	足立区 //	足立区	//	1,644
		//	葛飾区 //	葛飾区	//	1,077
		//	江戸川区 //	江戸川区	//	1,570
		東京都計				16,647
旧第		横浜市	鶴見臨海地域	横浜市	47. 2. 1	470
第一		川崎市	川崎区・幸区	川崎市	44.12.27	1,659
種地	慢性気管支炎				47. 2. 1	
地	気管支ぜん息				49.11.30	
域	ぜん息性気管支炎	富士市	中部地域	富士市	47. 2. 1	436
非	及びはまた。				52. 1.13	
悟	肺気しゅ並びにこれ  らの続発症	名古屋市	中南部地域	名古屋市	48. 2. 1	2,235
书 的					50.12.19	
非特異的疾患					53. 6. 2	
患		東海市	北部・中部地域	愛知県	48. 2. 1	386
		四日市市	臨海地域・楠町全地	或四日市市	44.12.27	454
					49.11.30	
		大阪市	全 域	大阪市	44.12.27	7,288
		, discort		7 310311-	49.11.30	,
					50.12.19	
		豊中市	南部地域	豊中市	48. 2. 1	209
		吹田市	南部地域	吹田市	49.11.30	219
		守口市	全域	守口市	52. 1.13	1,229
		東大阪市	中西部地域	東大阪市	53. 6. 2	1,363
		八尾市	中西部地域	八尾市	JJ. 0. Z	787
		堺市	西部地域	堺市	48. 8. 1	1,788
		רווזמר	50 011 G13%	רווזמי	52. 1.13	1,700
		神戸市	臨海地域	神戸市	32. 1.13 //	840
		尼崎市	東部・南部地域	尼崎市	45.12. 1	2,173
			宋即"用即地域			2,173
		倉敷市	水島地域	倉敷市	49.11.30 50.12.19	1,355
		は 上野市	水島地域 南部臨海地域	に 周山県	50.12.19 //	
			用部臨海地域 片上湾周辺地域			36
		備前市 北九州市		- ↓レナ	//	51
			洞海湾沿岸地域	北九州市	48. 2. 1	943
		大牟田市	中部地域	大牟田市	48. 8. 1	931
dr.dr.	水伊岸	計画型型川	下海地梯	並は日日	44 12 27	41,807
第	水俣病	阿賀野川	下流地域	新潟県	44.12.27	82
種	// 	_L/ID 7/5	// //	新潟市	<i>"</i>	126
一種地域特異的疾患	// 	水俣湾	沿岸地域	鹿児島県	<i>"</i>	158
以特	 	+4.22111	// 	熊本県	// 	389
異	イタイイタイ病	神通川	下流地域	富山県	//	5
的原	慢性砒素中毒症	島根県	笹ヶ谷地区	島根県	49. 7. 4	3
患	//	宮崎県	土呂久地区	宮崎県	48. 2. 1	48
		計				811
			合 :			42,618

経症状を有する者1,222人に対して、保健手帳を交付し、 医療費の自己負担分等を支給することになりました。

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

国及び関係県のこのような施策が実行に移されたことを受けて、関西訴訟を除いた国家賠償請求訴訟につ

いては、平成8年2月及び5月に原告が訴えを取り下げました。一方、関西訴訟については、16年10月に、最高裁判決が出され、国及び熊本県には、昭和35年1月以降、水質二法・県漁業調整規則の規制権限を行使せず、

水俣病の発生拡大を防止しなかった責任があるとして、 賠償を命じた大阪高裁判決が是認されました(表6-6-2)。

#### c 最高裁判決等を受けた各施策の推進

そのため政府は、平成18年に水俣病公式確認から50年という節目を迎えるに当たり、7年の政治解決や関西訴訟最高裁判決も踏まえ、17年4月に「今後の水俣病対策について」を発表し、これに基づき以下の施策を行うこととしました(図6-6-1)。

- ① 水俣病総合対策医療事業について、高齢化の進展等を踏まえた拡充を図り、また、保健手帳については、 交付申請の受付を平成17年10月に再開しました。
- ② 平成18年9月に発足した水俣病発生地域環境福祉 推進室等を活用して、胎児性患者をはじめとする水俣 病被害者に対する社会活動支援、地域の再生・振興等 の地域づくりの対策に取り組んでいます。

#### (イ)水俣病対策をめぐる現状

平成16年の関西訴訟最高裁判決後、最大で8,282人 (保健手帳の交付による取り下げ等を除く。)の**公健法** の認定申請が行われ、また、28,364人に新たに保健手 帳(平成22年7月申請受付終了)が交付されています。 さらに、新たに国賠訴訟が6件提起されました。

このような新たな救済を求める者の増加を受け、水 俣病被害者の新たな救済策の具体化に向けた検討が進 められ、民主党、自民党、公明党の三党の合意により、 平成21年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の 解決に関する特別措置法(平成21年法律第81号。以下 「水俣病被害者救済特措法」という。)」が成立し、公布・ 施行されました。その後、平成22年4月に水俣病被害 者救済特措法の救済措置の方針(以下「救済措置の方 針」という。)を閣議決定しました。この「救済措置の方 針」に基づき、四肢末梢優位の感覚障害又は全身性の

#### 図 6-6-1 水俣病被害対策の概要

救済措置の方針について(平成22年4月16日閣議決定) <概要>

#### 1. 救済措置の方針

- (1) 救済措置の方針の対象となる方
- ① 通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある方であって、
- ② 四肢末梢優位の感覚障害 (手足の先の方の感覚が鈍いこと) 及びこれに準ずる症状がある方 等

#### (2) 支給内容

- ① (個人) 一時金 210万円
- ② 療養費 医療費の自己負担分
- ③ 療養手当 一月あたり 平均約1.5万円
- 4 離島加算(注) 一月あたり1,000円 (注:離島から通院する方が対象。下記の水俣被害者手帳を交付された方も対象)

#### (3) 申請の受付期間

救済措置の開始に当たってはあらかじめ申請の受付の時期(終期)を定めることはしない。極力、平成22年度中に判定を進めるが、新たに救済を求める方については、平成23年末までの申請の状況を、被害者関係団体とも意見交換の上で十分に把握し、申請受付の時期を目極める。

#### 2. 水俣病被害者手帳

一時金等の対象となる程度の感覚障害を有しないまでも、一定の感覚障害を有する方で、水俣病にも見られるしびれやふるえなどの症状のいずれかを有する方にも水俣病被害者手帳を交付し、療養費を支給。

#### 3. その他

関係事業者、国及び熊本県は、直近の適切な機会において、水俣湾の周 辺地域及び阿賀野川流域における、すべての水俣病被害者の方々に対し、 おわびの章を表する。

また、地域の振興、水俣病に関する調査研究、国際協力などを進める。

感覚障害を有すると認められる方に対して、関係事業者から一時金が支給されるとともに、水俣病総合対策 医療事業により、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分や療養手当等の支給を行っています。また、これに該当しなかった方であっても、一定の感覚障害を有すると認められる方に対しても、水俣病被害

#### 表 6-6-2 水俣病関連年表

昭和31年 5月 水俣病公式確認

昭和34年 3月 水質二法施行

昭和40年 5月 新潟水俣病公式確認

昭和42年 6月 新潟水俣病第一次訴訟提訴(46年9月原告勝訴判決(確定))

昭和43年 9月 厚生省及び科学技術庁 水俣病の原因はチッソ及び昭和電工の排水中のメチル水銀化合物であるとの政府統一見解を発表

昭和44年 6月 熊本水俣病第一次訴訟提訴(48年3月原告勝訴判決(確定))

昭和44年12月 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(救済法)」施行

昭和48年 7月 チッソと患者団体との間で補償協定締結(昭和電工と患者団体の間は同年6月)

昭和49年 9月 「公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)」施行

平成3年 11月 中央公害対策審議会「今後の水俣病対策のあり方について」を答申

平成7年 9月 与党三党 「水俣病問題の解決について」(最終解決策)決定

12月 「水俣病対策について」閣議了解

平成8年 5月 係争中であった計10件の訴訟が取り下げ(関西訴訟のみ継続)

平成16年10月 水俣病関西訴訟最高裁判決(国・熊本県の敗訴が確定)

平成17年 4月 環境省 「今後の水俣病対策について」発表

平成18年 5月 水俣病公式確認50年

平成21年 7月 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」公布

平成22年 4月 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」閣議決定

平成23年 3月 大阪、新潟、熊本、東京の各地方裁判所で和解が成立

資料:環境省

者手帳を交付し、医療費の自己負担分等の支給を行っ ています。

同年5月1日には、水俣病犠牲者慰霊式に鳩山総理大臣(当時)が歴代総理大臣として初めて出席し、祈りの言葉を捧げました。さらに同日、救済措置の方針に基づく給付申請の受付を開始し、平成23年3月末までの救済措置申請者数は26,419人(熊本県14,824人、鹿児島県10,576人、新潟県749人)となっています。また、平成22年10月に水俣病被害者救済特措法に基づく一時金の支給が開始されています。

なお、認定患者の方々への補償責任を確実に果たしつつ、同法や和解に基づく一時金の支払いを行うため、同法に基づき、チッソ(株)を平成22年7月に特定事業者に指定し、同年12月にはチッソ(株)の事業再編計画を認可しました。

また、裁判で争っている団体の一部とは和解協議を行い、平成22年3月には熊本地方裁判所から提示された所見を、原告及び被告双方が受け入れ、和解の基本的合意が成立しました。これと同様に新潟地方裁判所、大阪地方裁判所、東京地方裁判所でも和解の基本的合意が成立し、これを踏まえて、和解に向けた手続きが進められ、平成23年3月に各裁判所において、和解が成立しました。

さらに、水俣市主催の「みなまた環境まちづくり研究会」に参加、支援するなど、救済措置の方針に基づき、水俣病発生地域の医療・福祉の充実や地域の再生・振興等を推進しています。

#### (ウ)普及啓発及び国際貢献

毎年、公害問題の原点、日本の環境行政の原点ともなった水俣病の教訓を伝えるため、教職員や学生等を対象にセミナーを開催するとともに、開発途上国を中心とした国々の行政担当者を招いて研修を行っています。

## ウ イタイイタイ病

富山県神通川流域におけるイタイイタイ病は、昭和 30年10月に原因不明の奇病として学会に報告され、 43年5月、厚生省が、「イタイイタイ病はカドミウムの 慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症 を来し、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化及び 栄養としてのカルシウム等の不足等が誘引となって生 じたもので、慢性中毒の原因物質としてのカドミウム は、三井金属鉱業株式会社神岡鉱業所の排水以外は見 当たらない」とする見解を発表しました。44年12月、 神通川流域が救済法の施行とともに指定地域として指 定され、49年9月には、救済法を引き継いだ公健法に より第二種地域に指定されました。平成23年3月末現 在の公健法の被認定者数は4人(認定された者の総数 195人)です。また、富山県は将来イタイイタイ病に発 展する可能性を否定できない者を要観察者として経過 を観察することとしていますが、平成23年3月末現在、

要観察者は0人となっています。

#### 工 慢性砒素中毒症

宮崎県土呂久地区及び島根県笹ヶ谷地区における**慢性砒素中毒症**については、平成23年3月末現在の公健法の被認定者数は、土呂久地区で53人(認定された者の総数186人)、笹ヶ谷地区で3人(認定された者の総数21人)となっています。

# (2) アスベスト (石綿) 健康被害の救済

石綿を原因とする中皮腫及び肺がんは、①ばく露から30~40年と長い期間を経て発症することや、石綿そのものが当時広範かつ大量に使用されていたことから、どこでばく露したかの特定が困難なこと、②予後が悪く、多くの方が発症後1~2年で亡くなること、③現在発症している方が石綿にばく露したと想定される30~40年前には、重篤な疾患を発症するかもしれないことが一般に知られておらず、自らには非は無いにもかかわらず、何の補償も受けられないままにお亡くなりになる方がいることなどの特殊性にかんがみ、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。)が平成18年3月に施行されました。

その後、医療費等の支給対象期間の拡大や特別遺族 弔慰金等の請求期限の延長等を定めた改正石綿救済法 案が議員提案により第169回国会に提出され、成立し、 平成20年12月1日より施行されました。

平成21年10月26日、環境大臣は中央環境審議会へ対し、①「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」及び②「今後の石綿健康被害救済制度の在り方について」を諮問しました。平成22年5月6日に中央環境審議会の答申を受け、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が石綿救済法の指定疾病として追加され、平成22年7月1日より施行されました。②については引き続き審議を行っています。

救済給付に係る申請等については、22年度末時点で 9,850件を受け付け、うち6,732件が認定、1,436件が 不認定、1,682件が取り下げや審議中とされています。

#### (3) 環境保健に関する調査研究

#### ア 環境保健施策基礎調査等

#### (ア)大気汚染による呼吸器症状に係る調査研究

地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係を定期 的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ず るため引き続き、全国39地域で3歳児及び6歳児を対象



とした環境保健サーベイランス調査を実施しました。

幹線道路沿道の局地的大気汚染と呼吸器疾患との関 連を調べるため、「局地的大気汚染と健康影響に関す る大規模な疫学調査『そら (SORA) プロジェクト』」と して、平成21年度までに学童コホート調査、幼児症例 対象調査及び成人を対象とした疫学調査を実施し、平 成22年度においては、調査で得られたデータの集計・ 解析を実施しました。

その他、独立行政法人環境再生保全機構においても、 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研 究を行いました。

(イ) 新たな環境要因による健康影響に関する調査研

花粉症対策には、発生源対策、花粉飛散量予測・観測、 発症の原因究明、予防及び治療の総合的な推進が不可 欠なことから、関係省庁が協力して対策に取り組んで います。環境省では、スギ・ヒノキ花粉総飛散量予測 及び花粉終息予測等の公表を実施しました。さらに、 「花粉観測システム(愛称:はなこさん)」では、全国的に 設置した花粉自動測定機による花粉の飛散状況を環境 省ホームページ上でリアルタイムで公開しています (http://www.env.go.jp/chemi/anzen/kafun/ index.html).

黄砂の健康影響については、引き続き情報収集に努 めるとともに、疫学調査を実施し、健康影響の評価・ 検討を行いました。また、高温熱環境等の健康影響に 関しては「熱中症環境保健マニュアル」及び「紫外線環 境保健マニュアル」等を用いて普及啓発に努めました。

## 2 公害紛争処理等

#### (1) 公害紛争の処理状況

公害紛争については、公害等調整委員会及び都道府県 に置かれている都道府県公害審査会等が公害紛争処理 法(昭和45年法律第108号)の定めるところにより処理 することとされています。公害紛争処理手続には、あ っせん、調停、仲裁及び裁定の4つがあります。

公害等調整委員会は、裁定を専属的に行うほか、重 大事件(水俣病やイタイイタイ病のような事件)や広域 処理事件(航空機騒音や新幹線騒音)などについて、あ っせん、調停及び仲裁を行い、都道府県公害審査会等は、 それ以外の紛争について、あっせん、調停及び仲裁を 行っています。

#### ア 公害等調整委員会に係属した事件

平成22年中に公害等調整委員会が受け付けた公害紛 争事件は20件で、これらに前年から繰り越された33件 を加えた計53件(調停事件4件、責任裁定事件26件、

#### イ 重金属等の健康影響に関する総合研究

メチル水銀の毒性メカニズム、低濃度メチル水銀へ のばく露による健康影響等、いまだ十分に解明されて いない課題に対応するため、基礎的研究及び応用的研 究の推進、情報収集・整理等により、水俣病やメチル 水銀に関する最新の知見の収集に努めました。

イタイイタイ病の発症の仕組み及びカドミウムの健 康影響については、なお未解明な事項もあるため、基 礎医学的な研究や富山県神通川流域の住民を対象とし た健康調査などを引き続き実施し、その究明に努めま した。

#### ウ 石綿による健康被害に関する調査

石綿を取り扱っていた事業場周辺においては一般環 境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があ るため、横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、大阪府泉南地 域等、兵庫県尼崎市、奈良県、北九州市門司区及び佐 賀県鳥栖市の7地域において、健康リスク調査として、 住民を対象とした問診、胸部エックス線及びCT検査 を実施し、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リス クに関する実態把握を行いました。また、石綿救済法 に基づく被認定者に関する医学的所見やばく露状況の 解析調査及び諸外国の制度に関する調査等を行いまし

原因裁定事件22件、義務履行勧告事件1件)が22年中 に係属しました。その内訳は、表6-6-3のとおりです。 このうち22年中に終結した事件は17件で、残り36件 が23年に繰り越されました。

終結した主な事件としては、「北九州市における解 体工事振動被害等責任裁定申請事件」があります。

この事件は、近隣の住民及び事業者(申請人ら)が、 建設会社(被申請人)が行った解体工事に起因する騒音 及び振動により、難聴などの健康被害及び事業用建物 にひびが入るなどの被害が生じたとして、損害賠償金 の支払を求めたものです。

公害等調整委員会は、2回の審問期日を開催すると ともに、現地調査を実施するなど、手続を進めました。 その結果、当事者間の合意による解決が相当であると 判断したことから、職権で調停に付し、調停案を提示 したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立 し、責任裁定申請については取り下げられたものとみ なされ、本事件は終結しました。

# 表6-6-3 平成22年中に公害等調整委員会に係属した事件

		事件名	件数					
≡⊞	1	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	1					
調停	2	成田国際空港航空機騒音調停申請事件	1					
事件	3	水俣病に係る損害賠償調停申請事件	2					
	1	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	2					
	2	高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件	1					
	3	東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件	1					
	4	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1					
	5	足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	1					
	6	北九州市における解体工事振動被害等責任裁定申請事件	2					
	7	横浜市におけるマンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定申請事件	1					
	8	深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1					
	9	播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	1					
	10	東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1					
責	11	入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	1					
裁	12	渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1					
<b>賈任裁定事件</b>	13	熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	1					
IT	14	神埼市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	1					
	15	福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	2					
	16	宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件	1					
	17	宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1					
	18	文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	1					
	19	葛飾区におけるマンション工事による振動被害等責任裁定申請事件	1					
	20	中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件						
	21	小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件						
	22	松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件	1					
	23	焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	1					
	1	和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	1					
	2	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1					
	3	東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	1					
	4	鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	2					
	5	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	1					
	6	三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1					
	7	静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	2					
	8	神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件(平成21年(ゲ)第8号)	1					
原因	9	熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	2					
原因裁定事件	10	横浜市におけるマンション高圧受電設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1					
事件	11	横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1					
	12	高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件	1					
	13	大田区における工場騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1					
	14	島根県吉賀町におけるトンネル工事によるヒ素汚染漁業被害原因裁定申請事件	1					
	15	文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	1					
	16	葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	1					
	17	川口市における住宅工事に伴う大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	1					
	18	多摩市における道路交通振動による財産被害等原因裁定申請事件	1					
/nl -11	19	鎌ケ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	1					
勧義 告務 事行	1	飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	1					

#### イ 都道府県公害審査会等に係属した事件

平成22年中に都道府県の公害審査会等が受け付けた 公害紛争事件は33件で、これに前年から繰り越された 40件を加えた計73件(調停事件72件、義務履行勧告申 出事件1件)が22年中に係属しました。このうち22年 中に終結した事件は38件で、残り35件が23年に繰り 越されました。

#### ウ 公害紛争処理に関する連絡協議

公害紛争処理制度の利用の促進を図るため、都道府 県・市区町村や弁護士会、法テラスに情報提供を行い ました。また、公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処 理関係ブロック会議等を開催し、公害等調整委員会及 び都道府県公害審査会等の相互の情報交換・連絡協議 に努めました。

# (2) 公害苦情の処理状況

#### ア 公害苦情処理制度

公害紛争処理法においては、地方公共団体は、関係 行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に 努めるものと規定され、公害等調整委員会は、地方公 共団体の長に対し、公害に関する苦情の処理状況につ いて報告を求めるとともに、地方公共団体が行う公害 苦情の適切な処理のための指導及び情報の提供を行っ ています。

# 3 環境犯罪対策

## (1) 環境犯罪対策の推進

環境犯罪について、特に産業廃棄物の不法投棄事犯 等を重点対象として、組織的・広域的な事犯、暴力団 が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等 を中心に取締りを推進しました。平成22年中に検挙し た環境犯罪の検挙事件数は7,179事件(21年中は7,164 事件)で、過去5年間における環境犯罪の法令別検挙事 件数の推移は、表6-6-4のとおりです。

#### (2) 廃棄物事犯の取締り

平成22年中に廃棄物処理法違反で検挙された6.183 事件(21年中は6.128事件)の態様別検挙事件数は、表 6-6-5のとおりです。このうち不法投棄事犯が52.0% (21年中は56.7%)、また、産業廃棄物事犯が19.0% (21 年中は17.1%)を占めています。

#### イ 公害苦情の受付状況

平成21年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓 口で受け付けた苦情件数は81,632件で、前年度に比べ 4.604件減少しました(対前年度比5.3%減)。

このうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、 振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害の苦情 件数は56.665件で、前年度に比べ3.038件減少しまし た(対前年度比5.1%減)。

一方、廃棄物投棄など典型7公害以外の苦情件数は 24,967件で、前年度に比べて1,566件減少しました(対 前年度比5.9%減)。種類別に見ると、廃棄物投棄が 12.462件(典型7公害以外の苦情件数の49.9%)で、前 年度に比べて1.018件減少(対前年度比7.6%減)、その 他(日照不足、通風妨害、夜間照明など)が12,505件で、 前年度に比べて548件減少しました(対前年度比4.2% 減)。

#### ウ 公害苦情の処理状況

平成21年度の典型7公害の苦情処理件数のうち、 36.413件(71.4%)が、苦情を受け付けた地方公共団体 により、1週間以内に処理されました。

#### エ 公害苦情処理に関する指導等

地方公共団体が行う公害苦情の処理に関する指導な どを行うため、公害苦情の処理に当たる地方公共団体 の担当者を対象とした公害苦情相談研究会及び公害苦 情相談員等ブロック会議を開催しました。

# (3) 水質汚濁事犯の取締り

平成22年中の水質汚濁防止法違反に係る水質汚濁事 犯の検挙事件数は5事件(21年中は11事件)でした。

# (4) 検察庁における環境関係法令違反事件の 受理・処理状況

平成22年中における罪名別環境関係法令違反事件の 通常受理・処理人員は、表6-6-6のとおりです。受理 人員は、廃棄物処理法違反の8,251人が最も多く、全 体の約86.7%を占め、次いで、鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律違反(560人)となっています。処 理人員は、起訴が5,305人、不起訴が3,903人となって おり、起訴率は約57.6%となっています。起訴人員の うち公判請求は379人、略式命令請求は4,926人とな っています。最近5年間に検察庁で取り扱った環境関 係法令違反事件の受理・処理人員の推移は、表6-6-7

# 表6-6-4 環境犯罪の法令別検挙事件数の推移(平成 18年~平成22年)

(単位:事件)

区分年次	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
総数	6,030	7,076	7,173	7,164	7,179
廃棄物処理法	5,301	6,107	6,124	6,128	6,183
水質汚濁防止法	5	10	5	11	5
その他 <sup>(注1)</sup>	724	959	1,044	1,025	991

注1:その他は、種の保存法、鳥獣保護法、自然公園法等である。

資料:警察庁

#### 表 6-6-5 廃棄物処理法違反の態様別検挙事件数 (平成 22年)

(単位:事件)

態核 区分	不法投棄	委託違反	無許可処 分業 (注2)	その他	計
総 数	3,215	8	25	2,935	6,183
産業廃棄物	276	8	14	876	1,174
一般廃棄物	2,939	0	11	2,059	5,009

注1:委託基準違反を含み、許可業者間における再委託違反は含ま

注2:廃棄物の無許可収集運搬業及び同処分業を示す。

資料:警察庁

#### 表6-6-6 罪名別環境関係法令違反事件通常受理・処理人員(平成22年)

罪名	受理			起訴率	
非位	文珪	起訴	不起訴	計	(%)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8,251	4,768	3,189	7,957	59.9
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	560	291	262	553	52.6
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	459	134	328	462	29.0
動物の愛護及び管理に関する法律	49	17	31	48	35.4
軽犯罪法 (1条14号, 27号)	24	7	12	19	36.8
水質汚濁防止法	21	10	6	16	62.5
その他	154	78	75	153	51.0
合計	9,518	5,305	3,903	9,208	57.6

注:起訴率は、(起訴人員/起訴人員+不起訴人員) ×100による。

資料:法務省

のとおりです。22年中の通常受理人員は9,518人で、 前年より170人減少しています。

# 表 6-6-7 罪名別環境関係法令違反事件通常受理・処理 人員の推移

年次	通常受理		処理				
十八	<b>迪市文</b> 连	起訴	不起訴	合計	(%)		
平成18年	8,434 (100)	5,528	2,582	8,110	68.2		
平成19年	9,660 (115)	6,158	3,109	9,267	66.5		
平成20年	9,739 (115)	5,994	3,494	9,488	63.2		
平成21年	9,688 (115)	5,598	3,719	9,317	60.1		
平成22年	9,518 (113)	5,305	3,903	9,208	57.6		

注1:()内は,平成18年を100とした指数である。

注2:起訴率は、(起訴人員/起訴人員+不起訴人員)×100による。

資料:法務省

# 第7節 環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進

# 1 環境教育・環境学習の推進

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)及び同法に基づく基本方針に基づき、人材認定等事業の登録を行い、登録した事業についてインターネットによる情報提供を行うとともに「21世紀環境教育プラン~いつでも(Anytime)、どこでも(Anywhere)、誰でも(Anyone)環境教育AAAプラン~」として、関係府省が連携して、

家庭、学校、地域、企業等における生涯にわたる質の 高い環境教育の機会を提供することが重要であり、表 6-7-1をはじめとした環境教育・環境学習に関する各 種施策を実施しました。

また、中国(北京)において開催した第11回日中韓環境教育ワークショップにおいては、「生物多様性に関する環境教育」をテーマに意見交換を行いました。

# 表 6-7-1 環境教育・環境学習に関する施策の例

	施策名	実施省	概要
	水俣病経験の普及啓発セミ	環境省	  「水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉委員会第2回会合」の会場
人	ナー	71.70	において、会議参加者を対象とする水俣病経験の普及啓発セミナーを実施。
人材の育成	アジア環境人材育成イニシアティブ推進事業	環境省	平成19年度に策定した「アジア環境人材育成ビジョン」に基づき、アジアの環境人材を育成するため、産官学民の連携による環境人材育成の取組を促すプラットフォームとしての「環境人材育成コンソーシアム」設立に向けた取組、大学で活用できる教育プログラムの開発及びアジア環境大学院ネットワーク(ProSPER.NEet)の構築の取組を行った。
情報提供	こども環境白書	環境省	環境保全に関する意識の啓発を図るため、環境白書の小中学生向け簡易版を作成し、環境教育教材として主に教育委員会を通じて参考配布するとともに、インターネットで公開。
提供	大気環境保全に関する普及啓 発事業	環境省	市民参加による酸性雨の簡易測定の普及、「大気汚染防止推進月間」における各種キャンペーン、全国星空継続観察、音環境モデル都市事業等の大 気環境保全に関する普及啓発の実施。
	青少年体験活動総合プラン	文部科学省	自然体験活動の指導者養成に取り組むとともに、青少年のさまざまな課題 に対応した体験活動を推進。
	「五感で学ぼう!」子ども体験プロジェクト	文部科学省 農林水産省 国土交通省	関係省庁と連携し、農山漁村での五感で学ぶ原体験を通じて、人としての豊かな成長など次世代を担う子どもたちの育成を図るとともに、自然と人との共生や生物多様性保全について子ども達をはじめ関係者の理解を深める。
	エコスクールパイロット・モ デル事業	文部科学省 経済産業省 農林水産省 環境省	環境負荷の低減や自然との共生に対応するとともに、環境教育の教材として活用できる学校施設の整備普及・啓発を目的として、関係省庁と連携し太陽光発電、木材利用、雨水利用など環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を推進。(平成22年度:175校認定)
	自然再生事業対象地の環境学 習への活用	農林水産省 国土交通省 環境省	自然再生事業において、その対象地が自然環境学習の場として活用されるよう必要な協力に努める。
	自然大好きクラブ	環境省	さまざまな自然とのふれあいの場やイベント等に関する情報について、インターネット等を通じて幅広く提供。
	遊々の森	農林水産省	国有林野を学校等の体験学習の場として利用できる「遊々の森」の設定・ 活用を推進。
	ふれあいの森	農林水産省	国有林野を国民による自主的な森林づくり活動の場として利用できる「ふれあいの森」の設定・活用を推進。
	森林・林業体験交流促進対策	農林水産省	国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施。
場や機	木育(もくいく)	農林水産省	市民や児童の木に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ教育活動「木育」を推進。
場や機会の拡大	自然とのふれあいの推進	環境省	「みどりの月間」(4/15~5/14)「自然に親しむ運動」(7/21~8/20)、「全国・自然歩道を歩こう月間」(10月)「平成22年度自然公園ふれあい全国大会」(11月)などを通じて、自然とふれあうさまざまな行事を全国各地で実施。
	地域におけるESD取組強化 推進事業	環境省	持続可能な地域づくりに向けたESDのモデル実践の成果を踏まえ、地域に根ざしたESDの取組を全国的に普及させるため、ESDの活動の登録制度(+ESDプロジェクト)を開始するとともに、ESDコーディネーター育成のあり方の検討を行った。
	21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト	環境省	文部科学省、厚生労働省が推進する「放課後子どもプラン」と連携し、放課後に子どもたちが集う教室等に導入可能な環境教育プログラムの作成、 モデル授業の実施。
	森林の多様な利用・緑化の推 進	農林水産省	子どもたちの継続的な森林体験活動を通じた森林環境教育の場、市民参加 や林業後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施。
	森林づくり国民運動推進事業	農林水産省	全国植樹祭等の緑化行事の開催、幅広い層による森林づくり活動、企業等に対する森林づくり活動への働きかけ等への支援を実施。
	「子どもの水辺」再発見プロ ジェクト	文部科学省 国土交通省 環境省	身近に存在する川などの水辺における環境学習・自然体験活動を推進する ため、市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となった体制の整備を 行うとともに、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等を行っている。
	こどもエコクラブ事業	環境省	子どもたちの地域における自主的な環境活動・環境学習を支援するため、 「こどもエコクラブ」の結成、登録の呼びかけを実施。
	学校エコ改修と環境教育事業	環境省	学校校舎における環境負荷低減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施。

# 2 環境保全活動の促進

#### (1) 民間団体等による環境保全活動の促進

# ア 市民、事業者、民間団体による環境保全活動 の支援

事業者や市民が行う環境保全活動に対して助言・指導を行う環境カウンセラーを平成22年度までに4,531名登録し、インターネット上で公開しました。また、地域環境保全基金等による地方公共団体の環境保全活動促進施策を支援するため、関連する情報の収集、提供等を行いました。

地球環境基金では、国内外の民間団体が行う環境保全活動に対する助成やセミナー開催など民間団体による活動を振興するための事業を行いました。このうち、22年度の助成については、469件の助成要望に対し、153件、総額約5.1億円の助成決定が行われました(表6-7-2)。

さらに、森林ボランティアをはじめとした企業、NPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進するための事業及び緑の募金を活用した活動を推進しました。

#### イ 各主体のパートナーシップによる取組の促進

環境省は、事業者、市民、民間団体等あらゆる主体のパートナーシップの取組支援や交流の機会を提供する拠点として、国連大学との共同事業により開設している「地球環境パートナーシッププラザ」において、パートナーシップへの理解と認識を深めるためのセミナー、市民や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会などを開催しました。また、名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議の際には、生物多様性保全のための地域レベルのネットワーク構築に向け、「里山知事サミット」を開催し、その結果を「里地里山・里海の持続的利用と地域の活性化に向けたメッセージ」を発信しました。さらに、地方での環境パートナーシップ形成促進拠点として「地方環境パートナーシップオフィス」を全国各ブロック(7か所)に設置しています。

また、NGO/NPOや企業からのすぐれた政策提言

を環境政策に反映することを目的に環境政策提言を募集し、選考を行うとともに、実現可能性のある提案を対象として調査を実施しました。さらに、国際的に環境協力を行っているNGO間の連携を強化するため、平成22年度には持続可能な開発の実現に向けた2回のNGO連携連絡会合を行いました。

#### (2) ライフスタイルの変革に向けた取組

また、レジ袋削減の次の取組として、平成22年6月 より 「マイボトル・マイカップキャンペーン | を新たに 展開しました。これは、オフィス・大学・外出先等で 自分の水筒、タンブラー、カップなどの飲料容器(マ イボトル・マイカップ)を使う取組を促進することで、 使い捨ての飲料容器を削減し、ごみ、環境負荷を減ら す取組です。本キャンペーンでは、インフラ整備と水 筒の配布によるモニター調査を通じて、取組の定着の 程度と環境負荷削減効果を検証するため、神奈川県お よび大阪府の3大学と協働で実証事業を行いました。 また、環境省主催で6月に行われたエコライフ・フェ アや、新宿区主催で10月に行われたイベントでブース 出展を行い、マイボトル持参者へのお茶の提供やボト ル、浄水器などの展示を実施しました。他に、マイボ トルを使える身近な店や、オフィスでの先進的な取組 を紹介するなどウェブサイトを作成し、全国に情報発 信を行っています。

表6-7-2 平成22年度の助成要望と採択の状況 (実績)

	活動区分	助成要望件数 (要望総額)	採択件数 (助成総額)
1	国内民間団体の開発途上地	84件	21件
	域環境保全	(459百万円)	(88百万円)
	海外民間団体の開発途上地	12件	6件
	域環境保全	(44百万円)	(17百万円)
/\	国内民間団体の国内環境保	373件	126件
	全	(1,324百万円)	(404百万円)
	<b>⇔</b> ≣⊥	469件	153件
	合 計	(1,827百万円)	(510百万円)

注:助成総額は活動区分ごとに百万円単位で四捨五入しているため、 助成総額の合計金額と一致しない。

資料:独立行政法人環境再生保全機構

# 3 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組

「国連持続可能な開発のための教育の10年」(平成17年~26年)の推進のため、平成18年3月に決定したわが国における実施計画に基づき、パンフレット等を通じた普及啓発、地域における実践とその成果の全国への普及を行いました。さらに、地域におけるESDの取

組を推進するため、国内で実践されている様々な活動を掘り起こしデータベース化することにより、活動の「見える化」「つながる化」を図るESD活動の登録制度(+ESDプロジェクト)を開始するとともに、ESDコーディネータ育成のあり方を検討するため、試行的に研

修を行いました。また、アジアの環境人材を育成する ため、産官学民が連携して環境人材育成を促すプラットフォームとしての「環境人材育成コンソーシアム」の 設立に向けた取組や、大学で活用できる教育プログラムの開発、アジア環境大学院ネットワーク (ProSPER. Net)の構築の取組を行いました。

## 4 環境研修の推進

環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員等を対象に、行政研修、国際研修、分析研修及び職員研修の各種研修を実施しています。

平成22年度においては、行政研修15コース(17回)、国際研修5コース(5回)(日中韓三カ国合同環境研修の協同実施を含む。)、分析研修14コース(20回)及び職員研修9コース(9回)の合計43コース(51回)を実施しました。また、国際環境協力の一環として、JICA集団研修「水環境モニタリング」をはじめ、各種研修員の受入

れを行いました。22年度の研修修了者は、1,500名(前年度2,043名。平成22年度は、実習等及び宿泊棟耐震工事に伴い、一部研修コースの休止及び定員の削減等を実施。)となりました。修了者の研修区分別数は、行政研修(職員研修含む)が1,167名、国際研修が116名、分析研修が217名でした。その他、JICA集団研修「水環境モニタリング」の修了者が8名でした。所属機関別の修了者の割合は、国が19.7%、地方公共団体が77.1%、特殊法人等が3.2%となっています。

# 第8節 社会経済のグリーン化の推進に向けた取組

# 1 経済的措置

#### (1) 経済的助成

#### ア 政府関係機関等の助成

政府関係機関等による環境保全事業の助成については、表6-8-1のとおりでした。

#### イ 税制上の措置等

平成22年度税制改正において、①自動車税のグリーン化及び低燃費車等(中古車)の取得に係る自動車取得税の特例措置について、軽減対象の追加・見直しを行った上で延長、②自動車重量税・自動車取得税について、時限的に免除・軽減する措置の対象自動車の区分の追加、③既存住宅について一定の省エネ改修を行った場

表6-8-1	政府関係機関等によ	る環境保全事業の助成
--------	-----------	------------

小規模企業設備資金制度による融資	「小規模企業者設備導入資金助成法」(昭和31年法律第115号)に基づき、小規模企業者に対しての、貸付け、割賦販売・リース。この一環として、公害防止施設に対する融資等。
日本政策金融公庫(旧中小企業金融公庫、旧国民生活金融公庫)(※)	産業公害防止施設、エコアクション21に係る設備投資等に対する特別貸付。
独立行政法人中小企業基盤整備機構による融資	騒音、ばい煙などの公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が、集団で工場適地に移転する工場の集団化事業等に対する設備資金の融資等。 また、相談窓口を設置し、専門員が環境・安全関連の法律等に関する質問や相談に対応。
日本政策投資銀行による融資	京都議定書目標達成計画促進事業、アスベスト対策事業、公害防止施設、廃棄物 対策設備、都市環境整備事業、環境関連技術開発や環境配慮型経営促進事業など に対する融資。
農林漁業金融公庫による融資	地域及び経営の実情、環境汚染の実態等に応じた環境保全対策に必要な家畜排せ つ物処理施設の設置等に要する資金の融通。
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物 資源機構による融資	金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業に必要な資金、鉱害防止事業基金への拠出金及び公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)による事業者負担金に対する融資。

※平成20年10月、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融業務)は統合し、株式会社日本政策金融公庫になりました。

資料:財務省、農林水産省、経済産業省、環境省

合の固定資産税の特例措置及び認定長期優良住宅に係る登録免許税・不動産取得税・固定資産税の特例措置の延長、④**産業廃棄物**処理用設備等に係る特別償却制度について対象設備の見直し・延長、⑤最終処分場の維持管理積立金制度に係る特例措置の延長、⑥公害防止用設備及び廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について対象設備の見直し・延長、⑦試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除(R&D税制)の延長等の措置を講じました。

#### (2) 経済的負担

#### ア 「地球温暖化対策のための税」の導入

税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成23年度に「地球温暖化対策のための税」を導入することが、平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)に盛り込まれました。

具体的には、広範な分野にわたりエネルギー起源  $CO_2$ 排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースと

# 2 環境配慮型製品の普及等

# (1) グリーン購入の推進

グリーン購入法 (図6-8-1) に基づき、国等の各機関では、基本方針に即して平成22年度の環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました。

また、グリーン購入の取組をさらに促すため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、 事業者等を対象とした説明会を全国9か所において開催しました。

グリーン購入の推進のためには、各地域において行政、地元の事業者、住民等によるネットワークが組織されることが重要です。そこで、グリーン購入地域ネットワークの構築を推進するために、地方公共団体、消費者、事業者等に対し、情報提供や啓発のためのセミナーを全国4ヵ所で開催しました。また、グリーン購入の取組が進んでいない地方公共団体等にも無理なくグリーン購入を始めてもらうために策定した「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を活用し、普及・啓発を行っています。

#### (2) 環境配慮契約 (グリーン契約)

平成19年11月に施行された**国等における温室効果** ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)(図6-8-2)に基づき、国の各機関や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体な

する現行の石油石炭税にCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることとされました。また、導入に当たっては、急激な負担増とならないよう、税率を段階的に引き上げることとされました。(関連は第1部4章2節参照)

#### イ 地方公共団体における環境関連税の導入の動き

地方公共団体において、環境関連税の導入の検討が 進められています。例えば、産業廃棄物の排出量又は 処分量を課税標準とする税について、平成22 年4月末 現在、27の地方公共団体で条例が制定され施行されま した。税収は、主に産業廃棄物の発生抑制、再生、減量、 その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てられ ています。

また、森林環境税や森づくり税等名称こそ違え、森林整備等を目的とする税が30県において導入されています。例えば、高知県では、県民税均等割の額に500円を加算し、その税収を森林整備等に充てるために森林環境保全基金を条例により創設するなど、実質的に目的税の性格を持たせたものとなっています。

どの公的機関は、価格だけでなく環境負荷をも考慮した「**環境配慮契約**」を推進しています。

平成22年2月に変更された基本方針(閣議決定)では、従来の、電力調達、自動車調達、ESCO (省エネルギー改修)事業、建築設計の4分野に加え、船舶の調達について、具体的な環境配慮の仕方や手続を定めました。国及び独立行政法人等は、基本方針にしたがって環境配慮契約に取り組む義務があり、機関ごとに契約の締結実績を公表することになります。

#### (3) 環境ラベリング

消費者が環境負荷の少ない製品を選択する際に適切な情報を入手できるように、環境ラベル等環境表示の情報の整理を進めました。日本で唯一のタイプI環境ラベル(ISO14024準拠)であるエコマーク制度では、ライフサイクルを考慮した指標に基づく商品類型を継続して整備しており、平成23年3月末現在、エコマーク対象商品類型数は47、認定商品数は4,966となっています。

事業者の自己宣言による環境主張であるタイプⅡ環境ラベルや民間団体が行う環境ラベル等については、各ラベリング制度の情報を整理、分類して提供する「環境ラベル等データベース」を引き続き運用・更新しました。また、グリーン購入法に基づく特定調達物品等の表示の信頼性を確保するため、「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」を作成し、

◆製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供(第14条)

◆適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討(附則第2項)

説明会等を通じて、その普及・啓発に努めました。

また、環境物品等を国際的に流通させてグリーン購 入の取組を推進するためには、各国の環境ラベル制度 における基準の共通化等が必要であるため、わが国の エコマークを中心に、各国環境ラベル間の相互認証に 関する調査・分析を行いました。

#### (4) 標準化の推進

資料:環境省

日本工業標準調査会 (JISC) は、平成22年度は 「JISC9910 電気・電子製品の環境配慮設計」などの環 境JIS制定・改正を行うとともに、環境関連法令等の 中での環境IISの位置づけを確認しながら、自治体・企 業・消費者のグリーン購入等における環境JISの活用状 況・ニーズの調査を踏まえ、個別具体的な環境JISの制 定・改正・活用促進に向けた検討を行いました。

## (5) ライフサイクルアセスメント (LCA)

原材料採取から製造、流通、使用、廃棄にいたるま でのライフサイクルで環境に与える影響を分析し、評 価するLCAの手法について、特に平成22年度は製品の ライフサイクル全体で排出される**温室効果ガス**排出量 を算定し、消費者に分かりやすく表示するカーボンフ ットプリント試行事業を平成21年より継続して実施し、 これまでの試行事業における成果や課題を踏まえた算 定・表示のルールの見直しや事業者・消費者双方への 制度理解促進に向けた取組等を実施し、カーボンフッ トプリント貼付商品販売の推進に取り組みました。ま た、国内のルール構築等を踏まえ、ISOにおける国際 標準化の議論に貢献しました。

#### (6) 家電エコポイント・住宅エコポイント

地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジ

#### 図 6-8-2 環境配慮契約法の構造 国等の契約において、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最も優れた物品や 等を供給する者を契約相手とする仕組みをつくる 目的 (第1条) ・国等の環境負荷(温室効果ガス等の排出)の削減 ・環境負荷の少ない持続可能な社会の構築 国及び独立行政法人等 ○エネルギーの合理的かつ適切な使用等 (需要面) 義務(第3条) ○環境配慮契約の推進(供給面) 「基本方針」の策定 各大臣等は、基本方針に従い、環境配慮契約 (第5条) 環境大臣が各大臣 の推進のために必要な措置を講ずるよう努め ・環境配慮契約の推進に 等に必要な要請 なければならない。(第6条) 関する基本的事項 各大臣等は、環境配慮契約の締結の実績の概 (第9条) ・重点的に配慮すべき契 要を取りまとめ、公表(第8条) 約 等 基本方針 白動車の調達における 電力購入における二酸 ESCO事業による設備 ランニングコストの考 庁舎設計等建築物に関 化炭素排出量等の考慮 等の改修 慮 する契約における企画 (注) 長期の契約が締 船舶の調達におけるラ 結できる旨を法律に規 ンニングコストの考慮 定(第7条) /企画競争 など ◆各省庁がばらばらに対策に取り組むのではなく、基本方針に基づき政府が一体となって取り組む 地方公共団体等 情報の整理等 努力義務 (第4条) ○エネルギーの合理的かつ適切な使用等 国等における環境配慮契約に関する状況 ○環境配慮契約の推進 等について整理、分析、情報提供 契約推進方針の作成等(第11条) (第10条) 公正な競争の確保(第12条)、エネルギーなど他の政策との調和(第13条) 電気の供給を受ける契約における「総合評価落札方式」は今後の検討課題とし、

当分の間は、「裾切り方式」による(附則第3・4項)

タル放送対応テレビの普及を図ることを目的として、高い省エネ性能を持つエアコン、冷蔵庫及び地上デジタル放送対応テレビの購入に対し、多様な商品等と交換できるポイントを付与する家電エコポイント事業を実施しました。平成21年7月より申請受付を開始し、平成23年3月末現在で約4,300万件の申請がありました。なお、平成22年12月からポイント数を半分程度に見直すとともに、平成23年1月からは、対象をより省エネ性能の高い統一省エネラベル5☆製品の買い換えの場合に限定しました。

今後の検討課題

また、一定の省エネ基準を満たすエコ住宅の新築、 二重サッシ化や複層ガラス化などの窓の断熱改修、外 壁や天井等への断熱材の施工といったエコリフォーム 等に対して、多様な商品等と交換できるポイントを付 与する住宅エコポイント事業を実施しました。平成22 年3月より申請受付を開始し、平成23年3月末現在で約 62万戸の申請がありました。また、平成23年1月より、 対象にエコリフォーム等に併せて設置する省エネ性能 が優れた住宅設備(太陽熱利用システム、節水型トイレ、 高断熱浴槽)を追加しました。

# 事業活動への環境配慮の組込みの推進

#### (1) 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムについて情報提供等を行 い、幅広い事業者への普及を図りました。特に、中小 企業向けに策定された「エコアクション21」(環境活動 評価プログラム)については、平成21年度に最新の環 境情勢を反映させるとともにより分かりやすくするた めの改訂を行い、さらなる普及促進に努めました。また、 中小企業への環境マネジメントシステムの普及を図る ため、環境マネジメントシステムの認証登録を要件と する低利融資制度により、事業者のエコアクション21 の認証取得及びそれに伴う環境対策投資の支援等を実 施しました。平成23年3月末現在、環境マネジメント システムISO14001の認証登録件数は約2万件、エコア クション21の認証登録件数は約6千件です。また、環 境マネジメントシステムの段階的適用の指針 (ISO14005) の発行を受けてJIS化に向けた作業を進め ました。

#### (2) 環境会計

環境会計については事業者による効率的かつ効果的 な環境保全活動の推進に資するため、さらなる環境会 計の促進と質の向上に向けて環境会計ガイドライン改 訂の検討を開始しました。

企業経営に役立つ環境管理会計の一手法であり、廃 棄物削減と生産性向上を同時に実現するマテリアルフ ローコスト会計については、普及・促進のため、普及 事業の拠点となる事業者団体等におけるセミナー等の 開催、導入実証事業と普及指導を担う人材育成のため のインターンシップ事業を実施しました。また、平成 20年3月にISOにおいて承認されたマテリアルフロー コスト会計の国際標準規格化については、わが国が議 長及び幹事を務める作業部会ISO/TC207/WG8に て議論されており、わが国の主導により、平成23年発 行に向けて作業を進めました。

#### (3) 環境報告書

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環 境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年 法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。)」では、 環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠 組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作 成・公表の義務付け等について規定しています(図 6-8-3)。平成20年度3月の中央環境審議会「環境配慮促 進法の施行状況の評価・検討に関する報告書」を受け、 環境報告書の作成及び利活用に有用な情報とともに、 環境配慮促進法の特定事業者の報告書を一覧できる環 境報告書に関するポータルサイトを運用する等の措置 を講じました。

また、環境報告書作成にあたっての実質的な手引き である**環境報告ガイドライン**について、さらなる情報 開示の促進と質の向上に向けた改訂の検討を開始しま した。環境報告書の表彰制度である環境コミュニケー ション大賞において、すぐれた報告書の表彰を行うと ともに、平成22年度より応募作品の中からすぐれた報 告事例や取組をまとめた優良事例集を作成しました。 さらに、戦略的環境経営と情報開示をテーマに環境コ ミュニケーションシンポジウムを開催するなど、引き 続き環境報告書に関する取組を支援しました。

#### (4) 公害防止管理者制度

工場における公害防止体制を整備するため、特定工 場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46 年法律第107号)によって一定規模の工場に公害防止に 関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関 して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者 等の選任が義務付けられており、約2万の特定工場に おいて公害防止組織の整備が図られています。

同法に基づく公害防止管理者等の資格取得のため、昭 和46年度以降国家試験が毎年実施されており、平成22 年度の合格者数は6,691人、これまでの延べ合格者数 は32万7,193人です。

また、国家試験のほかに、一定の技術資格を有する 者又は公害防止に関する実務経験と一定の学歴を有す る者が公害防止管理者等の資格を取得するには、資格 認定講習を修了する方法があり、平成21年度の修了者 数は2,798人、これまでの修了者数は25万7,222人で す。

#### (5) 効果的な公害防止の取組の促進

近年の環境問題の多様化や激甚な公害の対応を担っ てきた職員の退職等を背景として、公害防止対策を取 り巻く状況が変化しており、こうした中で、昨今、排 出基準の超過や測定データの改ざん等が明らかになっ ており、事業者や地方自治体における効果的な公害防 止対策の推進の必要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、平成22年5月に「大気汚染 防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案| が公布され、その一部が8月に施行されました。改正 された大気汚染防止法及び水質汚濁防止法では、事業 者による測定結果の未記録や改ざん等への厳正な対応 等が新たに規定されるとともに、水質汚濁防止に係る 事故時の措置及びその対象物質の拡充がなされ、施行 に向けて政省令等の内容の検討を行いました。

各主体の参加及び国際協力に係る施策



また、実効性のある公害防止に関する環境管理体制 の構築に取り組む際の参考となる行動指針「公害防止 ガイドライン」に関して、普及啓発及び産業界の取組 状況のフォローアップを行いました。

(6) 温室効果ガスの排出量等の定量化等に関する標準化

**温室効果ガス**の排出量・削減量の定量化等に関する 国際規格(ISO14064-2~3、ISO14065)の日本工業規 格 (JIS) 化に向けた作業を行い、平成23年3月にJIS Q 14064-2 (温室効果ガス-第2部:プロジェクトにおける温室効果ガス排出量の削減又は吸収量の増加の定量化、モニタリング及び報告のための仕様並びに手引)、JIS Q 14064-3 (温室効果ガス-第3部:温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引)、JIS Q 14065 (温室効果ガス-認定又は他の承認形式で使用するための温室効果ガスに関する妥当性確認及び検証を行う機関に対する要求事項)を制定・公示しました。

# 4 環境に配慮した投融資の促進

# (1) 金融のグリーン化

中央環境審議会の「環境と金融に関する専門委員会」 において環境と金融のあり方について検討され、平成 22年6月に報告書「環境と金融のあり方について~低炭 素社会に向けた金融の新たな役割~ | が取りまとめら れました。報告書においては、エコリースの活用によ る低炭素機器の普及促進や日本版環境金融行動原則 (仮称)の策定などの提言がなされました。

# (2) 金融機関の環境投融資に対する支援

環境に配慮した事業活動を行う事業者を支援するた め、環境面からのスクリーニング手法を用いた金融機

# 5 その他環境に配慮した事業活動の促進

#### (1) 地域等での環境に配慮した事業活動

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビ ジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続 可能な社会を目指す上で、極めて重要な役割を果たす ものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強 化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすもの です。

わが国の環境ビジネスの市場・雇用規模については、 OECDの環境分類に基づき調査、推計が行われており、 環境省の調査によれば、平成21年の市場規模は約72兆 円、雇用規模は約185万人となっています(表6-8-2)。 前年(平成20年)はそれぞれ約75兆円、約186万人と推 計されており、市場規模では減少、雇用規模では横ば い傾向が示唆され、金融危機がその一因となったもの と考えられます。

地域における企業、NPOや自治体の関係者が一体と なって、地域の特性を活かしながらコミュニティの環 境配慮活動を活性化する「環境配慮活動活性化ビジネ ス」を発掘し、その展開を支援しました。

表 6-8-2 環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状

市場規模(兆円)		雇用規模(万人)	
平成12年	平成21年	平成12年	平成21年
41	72	106	185

関が行う低利融資について、温暖化防止の観点から利 子補給を実施しました。また、日本政策金融公庫より、 大気汚染対策や水質汚濁対策、廃棄物の処理・排出抑 制・有効利用、温室効果ガス排出削減、省エネ、エコ アクション21等の環境対策に係る融資施策を引き続き 実施しました。

#### (3) 「環境力」評価手法の検討

企業における金融市場への環境情報の公開の現状や、 金融市場のニーズ等について把握・分析するための調 査を実施し、日本企業がもつ環境力を適切に評価でき る仕組みのあり方について検討を行いました。

#### (2) エコ・アクション・ポイント

温室効果ガス排出削減を進め、低炭素社会を形成す るためには、特に近年の増加が著しい業務・家庭部門 における温室効果ガスを削減するため、国民一人ひと りのライフスタイルの変革を図っていくことが必要不 可欠です。

そこで、平成20年度より、21世紀環境立国戦略や京 都議定書目標達成計画に盛り込まれた、国民一人ひと りの温暖化対策行動に経済的インセンティブを付与す る取組を普及するため、温室効果ガス排出削減に資す る商品・サービスの購入・利用や省エネ行動によりポ イントが貯まり、そのポイントの量に応じてさまざまな 商品等と交換できる仕組みであるエコ・アクション・ポ イントのモデル事業を実施しました。国は事業立ち上 げに係る諸経費のみ支出し、エコ・アクション・ポイン トの原資自体は民間企業等が負担する持続的な仕組み となっています。

平成22年度は、多様な業種・業態の企業等が参加で きる全国型のプラットフォームの構築、自治体等と連 携して家庭における省エネ行動をポイント化する取組、 地域の自治体や商店街等が進める独自のポイント付与 活動との協働、NPOが行う環境保護活動への参加・寄 附や、製品の原材料におけるCO。削減に着目したポイ ント付与等を実施し、エコ・アクション・ポイントへ の参加企業・会員数の拡大及び取組の充実を図りまし た。

# 6 社会経済の主要な分野での取組

#### (1) 農林水産業における取組

環境と調和のとれた農業生産活動を推進するため、 農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を引き続き推進しました。さらに、 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成11年法律第110号)に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業 者(エコファーマー)の認定促進や、環境と調和のとれた持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用 機械・施設、土壌・土層改良等の整備に関する支援を 引き続き行いました。新たに21年度から、エコファーマーの技術や経験の交流を図るための全国ネットワーク化を支援しました。

また、地域でまとまって化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減する等の先進的な営農活動への支援に取り組むとともに、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針に即し、産地の販売企画力、生産技術力強化、販路拡大、栽培技術の体系化の取組を支援しました。

畜産業において発生する家畜排せつ物からの環境負荷を低減するため、たい肥化施設等の施設整備を推進し、**家畜排せつ物法**に基づく適正な管理を確保するとともに、たい肥化による農業利用や、エネルギー利用等の一層の推進を図りました。

森林・林業においては、持続可能な森林経営及び地球温暖化対策の推進を図るため、造林、保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、計画的な保安林の指定の推進及び治山事業等による機能が低下した保安林の保全対策、多様な森林づくりのための適正な維持管理、炭素の貯蔵庫となるなどの特徴を有する木材利用の推進に引き続き努めました。

水産業においては、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種苗放流による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業管理制度の的確な運用に加え、漁業者による水産資源の自主的な管理や資源回復計画に基づく取組を支援しました。また、沿岸域の藻場・干潟の造成等、生育環境の改善を実施しました。養殖業については、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づく漁協等による養殖漁場の漁場改善計画の作成を推進するとともに、種を組み合わせた養殖による環境負荷低減技術の開発を進めました。

#### (2) 運輸・交通

運輸・交通分野における環境保全対策については、 自動車1台ごとの排出ガス規制の強化を着実に実施し ました。自動車NOx・PM法に基づく自動車使用の合 理化の指導等を実施しました。また、同法による車種 規制の円滑な施行を図るため、担保要件の緩和を含む 政府系金融機関による低利融資等の普及支援策を講じ ました。

#### ア 低公害車の開発等

次世代低公害車の技術開発としては、ディーゼルエンジンの高い熱効率を維持したまま排出ガスの低減を図ることを目的とした予混合圧縮燃焼エンジン技術、革新的後処理システム技術の開発を進めるとともに、低公害性の抜本的な改良を目指すジメチルエーテル自動車、非接触給電ハイブリッド自動車等の開発を進め、実証走行試験等を実施しました。

また、交通分野において、早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究として、業務用電動二輪車や電動塵芥収集ハイブリッド車の技術開発等を行いました。

さらに、**自動車税のグリーン化**、自動車重量税・自動車取得税について、時限的に免除・軽減する措置等の税制上の特例措置を講じ、低公害車のさらなる普及促進を図りました。

#### イ 交通管理

新交通管理システム (UTMS) の一環として、交通管制システムの高度化等により、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、光ビーコン等を通じて交通渋滞、旅行時間等の交通情報を迅速かつ的確に提供しました。また、交通公害低減システム(EPMS)を神奈川県、静岡県、兵庫県において運用しました。さらに、3メディア対応型道路交通情報通信システム(VICS)車載機の導入・普及等を積極的に推進しました。

また、都市部を中心に各種交通規制を効果的に実施することにより、その環境の改善に努めました。具体的には、大型車を道路の中央寄りに走行させるための通行区分の指定を行うとともに、大量公共輸送機関の利用を促進し、自動車交通総量を抑制するため、バス優先・専用通行帯の指定、公共車両優先システム(PTPS)の整備等を推進しました。また、都市における円滑な交通流を阻害している違法駐車を防止し、排除するため、駐車規制の見直し、違法駐車の取締りの強化、違法駐車抑止システム、駐車誘導システム等の運用等のハード、ソフト一体となった駐車対策を推進しました

#### ウ 公共交通機関利用の促進

自家用自動車に比べ環境負荷の少ないバス・鉄道などの公共交通機関利用への転換を促進するため、バスを中心としたまちづくりを行うオムニバスタウンの整備推進、バス・鉄道共通ICカードの普及促進、バスロケーションシステムの普及促進、ノンステップバスの導入促進等、バスの利用促進策を講じました。また、軌道改良・曲線改良等の幹線鉄道の高速化等を行う一方、都市鉄道新線の整備、複々線化等の輸送力増強に

よる混雑緩和や、速達性の向上を図りました。さらに、 貨物線の旅客線化、駅施設や線路施設の改良など既存 ストックを有効活用するとともに、乗継円滑化等に対 する支援措置を講じることや駅のバリアフリー化を推 進することにより利用者利便の向上策を講じました。

また、通勤交通グリーン化の推進のため、事業所単位でのエコ通勤の取組支援として、エコ通勤優良事業所認証制度の普及・促進を図り、406事業所を認証するなど、マイカーから公共交通等への利用転換の促進を図りました。

# 第9節 国際的取組に係る施策

# 1 地球環境保全等に関する国際協力等の推進

地球環境問題に対処するため、①国際機関の活動への支援、②条約・議定書の国際交渉への積極的参加、 ③諸外国との協力、④開発途上地域への支援を積極的 に行っています。

(1) 地球環境保全等に関する国際的な連携の 確保

#### ア 多国間の枠組みによる連携

(ア)国連を通じた取組

#### ① 国連持続可能な開発委員会(CSD)

国連持続可能な開発委員会(CSD)第18会期が、平成22年5月にニューヨークの国連本部にて開催され、「廃棄物管理」、「化学物質」、「持続可能な生産と消費」等をテーマとし、各国政府等がとるべき行動について活発な議論が行われました。わが国は閣僚級ラウンドテーブルの共同議長を務めるなど、積極的に貢献しました。

#### ② **国連環境計画(UNEP)**における活動

日本は、創設当初から一貫して国連環境計画 (UNEP) の管理理事国であるとともに、環境基金に対し、平成22年は約293万ドルを拠出する等、多大な貢献を行っています。同年2月には、UNEP第11回特別管理理事会/グローバル閣僚級環境フォーラムがインドネシア・バリで開催され、UNEPの活動計画案や予算案に加え、グリーン経済、国際環境ガバナンス、3Rと廃棄物管理、生物多様性等について議論が行われました。また、UNEP親善大使である加藤登紀子さんが、同23年1月にバングラデシュ及びネパールを訪問し、環境の現状や環境保全活動を視察するとともに、当該情報についての広報活動を行いました。

さらに、日本に事務所を置くUNEP国際環境技術センター (IETC) が実施する開発途上国等への環境上適

正な技術(EST)の移転を支援しました。

# ③ **国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)** における活動

第6回アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議 (MCED6) が平成21年9~10月にカザフスタン・アスタナで開催され、アジア太平洋地域の持続可能な開発の今後の方向性について議論を行い、今後の方向性を取りまとめた閣僚宣言、及びこれから5年間の取組に関する地域実施計画がまとめられました。

わが国は、水俣病による健康被害や対策等について 紹介すると共に、同様の問題を抱える参加国に被害の 事前防止の重要性を訴える等、積極的に貢献をしまし た

平成12年の第4回当該閣僚会議(MCED4)において 採択された「クリーンな環境のための北九州イニシア ティブ」について、本会合で報告が行われたほか、ア ジア太平洋環境開発フォーラム第二フェーズ(APFED II)の成果報告イベントも実施されました。

④ 国連教育科学文化機関(UNESCO)における活動 UNESCO の「河川流域における総合水資源管理 (IWRM) ガイドライン」(環境編)の作成にあたり協力 するなど、積極的な貢献を行いました。

#### (イ)世界気象機関(WMO)における取組

わが国は、WMOの全球気象監視計画(WWW)、世界気候計画(WCP)、大気研究・環境計画(AREP)などを通じた地球環境保全のための取組に積極的に参画しました。平成19年6月には、第15回WMO総会が開催され、WMOの各部門による全球地球観測システム(GEOSS)や国際極年(IPY)などへの積極的な貢献が確認されました。また、地域気候センター(RCC)及び中国と連携したRCCネットワークを運営して、アジア地区内の気候情報の利用促進と能力向上等について貢献するとともに、政策決定者のための気候予測をテーマとして21年8~9月にスイス・ジュネーブにおいて開

催された第3回世界気候会議(WCC-3)に積極的に参画、 貢献しました。

#### (ウ)経済協力開発機構(OECD) における取組

わが国は、平成22年1月からはOECD環境政策委員会の議長を務めており、OECD環境政策委員会及び関連作業部会の活動に積極的に参加しています。平成22年には、当該委員会の下で、わが国に対する3度目の環境保全成果レビューが進められました。同年5月の環境保全成果作業部会ではわが国に対する審査が行われ、審査結果は「評価及び勧告」という形で承認・公表されました。また、報告書は同年11月にOECDより公表されました。公表に当たっては、内容の普及を図るため、環境省とOECDが共催で公表イベントを行い、有識者によるパネルディスカッション等を通じて、当該報告書の活用について議論を行いました。

#### (エ)世界貿易機関(WTO)等における取組

WTO貿易と環境に関する委員会(CTE)特別会合等では、貿易と環境の相互支持を強化することを目的として、平成13年のWTO第4回閣僚会議で採択されたドーハ閣僚宣言に基づき、WTOルールと多国間環境協定(MEAs)が規定する特定の貿易上の義務との関係や、環境関連の物品及びサービスの関税・非関税障壁の削減又は撤廃等について交渉が行われています。

これに加え、わが国は経済連携協定の締結交渉も精力的に進めてきており、これまでのところ、ベトナムやスイス等との間で二国間協定を締結したほか、ASEANとの経済連携協定の締結も行いました。こうした協定において、環境保全に関する規定や環境協力の内容を盛り込む等により、貿易をはじめとする国際経済活動と環境保全との相互支持性を向上させる取組を進めています。

#### (オ)主要国首脳会議(G8サミット)における取組

平成22年6月にカナダで開催されたG8ムスコカ・サミットでは、環境の持続可能性及びグリーンな回復が議題として取り上げられました。2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも50%削減するという目標をすべての国と共有するとの意図を再確認し、この一部として、先進国全体として2050年までに80%又はそれ以上削減するとの目標を支持することについて、G8首脳間で再確認したほか、生物多様性条約締約国会議を開催するわが国への支持が表明されました。このほか、同サミットと連続開催されたG20トロント・サミットにおいてもグリーンな回復及び持続可能な世界的な成長に対するコミットメントが表明されました。

#### (カ)アジア・太平洋地域における取組

#### ① クリーンアジア・イニシアティブ

環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目指すクリーンアジア・イニシアティブは、 平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」 で提唱され、20年6月に具体的な目標や政策が取りま とめられました。また、22年度は、アジア各国に対し、 本イニシアティブの周知を図るとともに、各種環境大 臣会合等で協力を呼びかけました。

② 東アジア首脳会議環境大臣会合及びASEAN+3 (日中韓)環境大臣会合

平成20年10月に開催された第1回東アジア首脳会議 (EAS) 環境大臣会合に続き、平成22年10月に第2回 EAS環境大臣会合がブルネイ(バンダルスリブガワン) にて開催されました。会議においてわが国は、日本が 主導して平成22年3月にインドネシアで開催した第1 回環境的に持続可能な都市(Environmentally Sustainable Cities) ハイレベルセミナーの成果を紹介 するとともに、第2回のセミナーを平成23年に開催す ることを提案したところ、各国から積極的な参加の意 志が示されました。また、同じく22年10月にブルネイ で開催された第9回ASEAN+3環境大臣会合では、平 成22年8月にベトナムで開催された日ASEAN環境対 話の結果や、日ASEAN統合基金による環境協力の進 捗状況が報告されたほか、13か国での取組として ASEAN+3環境青少年フォーラムや、生物多様性の保 全と持続可能な利用のための分類学とガバナンスの能 力構築に関するプロジェクト等について意見交換が行 われました。

#### ③ アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)

アジア太平洋地域に相応しい新たな持続可能な開発のモデルを検討するため、当該地域の著名な政治家・専門家等の有識者をメンバーとして、アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)が平成13年から開催されています。16年にはアジア太平洋地域で持続可能な社会を構築するための具体的な提言を報告書として採択しました。17年度からは、これらの提言の実施のため、有識者・専門家によるテーマ別の政策対話、地方自治体やNGOによるすぐれた取組事例の収集・表彰・普及、革新的な取組に対する知的助言・財政支援などの活動を進め、これらの成果については、22年9月末に開催予定のMCED6に報告しました。

#### ④ 日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)

平成22年5月に、北海道(日本)において第12回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)を開催し、各国の環境政策の進展、地球規模及び地域のチャレンジについて討議を行い、環境協力に係る三カ国共同行動計画及び日中韓における環境政策の進展などに関する共同コミュニケを採択しました。共同行動計画では、平成22年から平成26年までの間、10の協力優先分野について三カ国が共同で行動計画を定め、平成22年5月に開催された第3回日中韓サミットに報告が行われました。また、TEMMの下のプロジェクトとして、日中韓三カ国黄砂局長級会合、日中韓環境産業円卓会議及び日中韓三カ国合同環境研修等が開催されました。

⑤ アジア協力対話(ACD)第5回環境教育推進対話 平成22年12月に、埼玉県及び東京都において、アジ ア協力対話(ACD)の枠組みにおける協力案件として

第7回環境教育推進対話を開催しました。同会議には、 ACD 参加国より18か国の生物多様性・環境教育担当 者等が参加し、「生物多様性に関する教育~**生物多様 性条約**「愛知目標」の達成に向けて~」をテーマとし、 生物多様性の保全に向けた取り組みの視察を行い、 COP10で採択された「愛知目標(戦略計画2011-2020)」の達成に向けた課題等に関して意見交換を行

⑥ アジアEST (環境的に持続可能な交通) 地域フォ ーラム

平成22年8月に、バンコクにおいてアジアEST地域 フォーラム第5回会合を開催しました。アジア地域22 か国の代表が参加し、各国がEST取組状況の発表を行 うとともに、EST実現に向けた資金メカニズム、パー トナーシップの構築の議論や鉄道開発、バス高速輸送、 持続可能な物流等の具体事例の共有を図りました。 こ れらの議論を踏まえ、アジアにおける環境的に持続可 能な交通の新たな10年の指針を示した「バンコク宣言 2020」を採択しました。

#### ⑦ 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)

平成22年11月に、新潟県新潟市において第12回政 府間会合が開催され、「EANETの強化のための文書」 の採択と署名が行われました。

# ⑧ アジア水環境パートナーシップ(WEPA)

平成22年12月に、ネパール国カトマンズにおいてネ パール国との二国間会合を開催しました。ネパール国 の水環境改善ガバナンスの向上のための水環境行政の 現状と課題、課題解決に向けた協力に関する意見交換 を行いました。また、平成23年2月には東京において「気 候変動が水環境に与える影響」に関する国際ワークシ ョップを開催し、各国の現状や課題に関する意見交換 を行いました。

#### ⑨ アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)の枠 組みを活用し、アジア太平洋地域の、特に開発途上国 における地球変動研究の推進を積極的に支援しまし た。

#### ⑩ アジア・コベネフィット・パートナーシップ

開発途上国において喫緊の課題となっている環境汚 染対策と温室効果ガスの排出削減を同時に実現するコ ベネフィット・アプローチ推進の一環として、アジア 各国におけるコベネフィット・アプローチの主流化及 びコベネフィット型事業の普及を目的とした、「アジ ア・コベネフィット・パートナーシップ | の創設を支 援しました。

#### ① アジア諸国における石綿対策技術支援

平成23年2月にラオスに行政・技術専門家を派遣し、 石綿対策に関する基礎情報の提供を行うとともに、ア ジア諸国の測定技術者を日本に招聘して大気環境中の 石綿濃度の測定法に関する研修を実施しました。

② 日本モデル環境対策技術等の国際展開

日本の環境汚染対策・環境測定に係る技術を規制・

制度、人材などとパッケージにしてアジア諸国へ普及・ 展開することを目的として、中国、ベトナム、インド ネシアにおける協力を引き続き実施し、各国の状況に 応じた技術の普及・展開への課題について分析を行い、 それらの情報をウェブサイトに掲載しました。また、 中国、ベトナムに加え、インドネシアとも共同研究や 官民の専門家の交流等の協力事業を実施しました。

# ③ 東アジア地域における非意図的生成残留性有機汚 染物質(POPs)削減対策の促進

平成22年12月に、東京において、東アジア地域11 か国及び国際機関等の行政官・専門家の参加の下、第 4回東アジア地域の非意図的生成POPs削減に関するワ ークショップを開催し、**ダイオキシン類**等非意図的生 成POPs削減対策等に係る最新情報の共有化を図りま した。

#### イ 二国間の枠組みによる連携

#### (ア)中国

平成23年1月に環境副大臣が訪中し、中国環境保護 部副部長、国家発展改革委員会副主任、国家林業局副 局長と日中環境協力の推進について意見交換しまし た。

また、大気分野について、平成19年12月に、両国の 環境大臣間で締結した、環境汚染対策と温室効果ガス の排出削減の双方に資するコベネフィット協力に関す る意向書に基づき、これまでの協力対象都市である四 川省攀枝花 (パンジホア) 市に加え、新たに湖南省湘潭 (ショウタン) 市を選定し、大気汚染物質削減による温 室効果ガス削減の定量評価に関する共同研究や人材育 成等を実施しました。さらに、中国での窒素酸化物の 総量削減に資するため、平成21年度に引き続き両国の 官民の専門家間で情報共有を行ったほか、湖北省武漢 市を対象とした窒素酸化物削減手法や評価に関する共 同研究を実施しました。

水分野については、平成20年5月に日中双方の環境 大臣間で交わされた覚書に基づき、20年度に実施した 江蘇省及び重慶市に引き続き、21年度には雲南省及び 新疆ウイグル自治区、22年度には河北省及び黒竜江省 において農村地域等における分散型排水処理モデル事 業に着手しました。また、日本のノウハウを活かした 窒素・りんの水質総量削減に関する日中共同研究につ いては、平成22年12月に北京市においてワークショッ プを開催し、モデル地域での総量削減計画の作成など 2年間の研究成果の取りまとめを行いました。

#### (イ)韓国

日韓環境保護協力協定に基づき平成22年9月14日、 長崎(日本)で第13回日韓環境保護協力合同委員会を開 催し、気候変動問題、生物多様性、渡り鳥保護、海洋 ごみ問題等につき意見交換を行うとともに、共同研究 等を進めました。

#### (ウ)モンゴル

平成23年1月20日、東京で第5回日本・モンゴル環境政策対話を開催し、両国の環境政策と課題、協力の方向性について意見交換を行いました。

#### (エ)その他

米国、カナダ、ロシア等と環境保護協力協定に基づく共同研究や協力プロジェクトを通じ、環境分野の国際協力を実施しました。また、平成19年12月にインドネシアの環境大臣と締結したコベネフィット協力に関する共同声明に基づき、具体的な案件の形成に向けた調査等を実施しました。

#### ウ 海外広報の推進

海外に向けた情報発信の充実を図り、報道発表の英語概要を逐次掲載しました。また、「Annual Report on the Environment, the Sound Material-Cycle Society and the Biodiversity in Japan 2009」(英語版環境・循環型社会・生物多様性白書)等海外広報資料の作成・配布やインターネットを通じた海外広報を行いました。

#### (2) 開発途上地域の環境の保全

日本は政府開発援助(ODA)による開発途上国支援 を積極的に行っています。環境問題は、「政府開発援 助大綱」において、「地球的規模の問題への取組」の中 で「重点課題」として位置付けられています。

さらに、ODAを中心としたわが国の国際環境協力については、平成14年に表明した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcoISD)」において、環境対処能力向上やわが国の経験と科学技術の活用等の基本方針の下で、地球温暖化対策、環境汚染対策、「水」問題への取組、自然環境保全を重点分野とする行動計画を掲げています。平成21年度においては、環境分野の国際協力として約4,557億円の支援を行いました。

#### ア 技術協力

技術協力は、独立行政法人**国際協力機構**(JICA)を通じて環境分野においても実施しています。日本の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成や、課題解決能力の向上を支援します。具体的には、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材供与、また、それらを組み合わせた技術協力プロジェクト、さらに政策立案や公共事業計画策定の支援を目的とした協力(開発計画調査型技術協力)などを行っています。

#### イ 無償資金協力

無償資金協力は、居住環境改善(都市の廃棄物処理、 上水道整備、地下水開発、洪水対策など)、地球温暖 化対策関連(森林保全、クリーン・エネルギー導入)等 の各分野において実施されています。

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力についても貧困対策に関連した環境分野の案件を積極的に実施しています。

# ウ 有償資金協力

有償資金協力 (円借款) は経済・社会インフラへの援助等を通じ開発途上国が持続可能な開発を進める上で大きな効果を発揮します。環境関連分野でも同様であり、上下水道整備、大気汚染対策、地球温暖化対策等の事業に対しても、JICAを通じて、積極的に円借款を供与しています。

#### エ 国際機関を通じた協力

わが国は、UNEPの環境基金、UNEP国際環境技術センター技術協力信託基金等に対し拠出を行っており、また、わが国が主要拠出国及び出資国となっている国連開発計画(UNDP)、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関も環境分野の取組を強化しており、これら各種国際機関を通じた協力も環境分野では重要になってきています。

地球環境ファシリティ(GEF)は、開発途上国等で行う地球環境保全のためのプロジェクトに対して、主として地球環境益に資する増加コストに対する資金を供与する国際的資金メカニズムです。わが国はアメリカに次ぐ世界第2位の資金拠出国として、実質的な意思決定機関である評議会の場等を通じ、GEFの活動に積極的に参画しました。

# (3) 国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備

途上国の持続可能な開発に携わる国際協力NGO間の連携を推進するため、平成22年度にはさまざまな国際協力NGOや政府関係者、研究者などが参加して持続可能な開発に向けた議論を行うフォーラムを開催しました。また、生物多様性条約第10回締約国会議に関連して、「生物多様性と開発」をテーマとする国際シンポジウムが開催され、途上国開発と生物多様性保全の両立のためにNGOが果たすべき役割について、政府関係者も交えた議論が行われました。

# 調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等

# (1) 戦略的な地球環境の調査研究・モニタリ ングの推進

「環境研究総合推進費」制度の一環として、海外の研 究者を招へいして日本の国立試験研究機関等において 共同研究を行う [国際交流研究] の枠組み等を活用し、 継続して調査研究等の充実、強化を図りました。

監視・観測については、UNEPにおける地球環境モ ニタリングシステム (GEMS)、世界気象機関 (WMO) における全球大気監視 (GAW) 計画、WMO/ユネス コ政府間海洋学委員会 (IOC) 合同海洋・海上気象専門 委員会 (ICOMM) の活動、全球気候観測システム (GCOS)、全球海洋観測システム(GOOS)等の国際的 な計画に参加して実施しました。さらに、「全球地球 観測システム (GEOSS) 10年実施計画」を推進するた めの国際的な枠組みである地球観測に関する政府間会 合(GEO)において、平成20年11月まで執行委員会国 を務めるとともに、GEOの専門委員会である構造及び データ委員会の共同議長を務めるなど、GEOの活動に 積極的に参加しました。全球気候観測システム (GCOS) の地上観測網の推進のため、世界各国からの 地上気候観測データの入電状況や品質を監視する GCOS地上観測網監視センター (GSNMC)業務や、ア ジア地域の気候観測データの改善を図るためのWMO 関連の業務を、各国気象局と連携して推進しました。

アジア太平洋気候センターでは、アジア太平洋地域 各国の気象機関に対し基盤的な気候情報及びWEBベ ースの気候解析ツールを引き続き提供しました。さら に、アジア太平洋地域の気象機関からの要請に応じて 研修を実施するなど、域内各国の気候情報の高度化に 向けた取組と人材育成に協力しました。

また、VLBI (超長基線電波干渉法) やGPSを用いた

# 3 民間団体等による活動の推進

経済成長著しいアジアの新興国で活動を展開しよう とするわが国企業が、企業の社会的責任 (CSR) を念頭 においた環境社会配慮を積極的に推進できるよう、新 国際観測に参画するとともに、験潮、絶対重力観測等 と組み合わせて、地球規模の地殻変動等の観測・研究 を推進しています。

さらに、東アジア地域における**残留性有機汚染物質** (POPs) の汚染実態把握のための環境モニタリングが 円滑に実施できるよう、東アジアPOPsモニタリング ワークショップを開催しました。

# (2) 国際的な各主体間のネットワーキングの 充実・強化

APNの枠組みを活用し、アジア太平洋地域における 特に開発途上国の地球変動研究の推進を積極的に支援 しました。APNでは、神戸市内に開設したAPNセン ターを中核として、気候変動や生物多様性に関する国 際共同研究などを支援し、地域内諸国の研究者及び政 策決定者の能力向上に大きく貢献しました。

また、地球環境の現状を把握するための地球全陸域 の地理情報を整備する「地球地図プロジェクト」を関係 国際機関等と連携して主導しました。本プロジェクト には164か国・16地域が参加しており、71か国・4地 域分のデータが公開されています(平成22年3月31日 現在)。さらに、東アジアをリアルタイムでカバーで きる温暖化影響観測ネットワーク網の構築によりアジ アの環境影響評価を行うとともに、アジア太平洋環境 経済統合モデル(AIMモデル)を用いて、アジア各国(中 国、インド等)が自ら将来の環境変化を予測するため の能力開発に協力をしました。

また、アジア太平洋気候変動適応ネットワーク (APAN) を他の国際機関等との連携により支援し、気 候変動適応に関する活動の強化を推進しました。

興国におけるCSRの最新動向や先進事例の調査を行い ました。